

## 平成 23 年度消費者庁政策評価書

政策名： 消費者政策の推進

施策名：

	(担当課)	(ページ数)
(1) 消費者政策の調整	消費者政策課	1
(2) 基本的な消費者政策の企画・立案・推進	消費者政策課	7
(3) 消費者事故等の情報の集約・分析・対応	消費者政策課	10
(4) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	13
(5) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	18
(6) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費生活情報課	20
(7) 物価対策の推進	消費生活情報課	25
(8) 地方消費者行政の推進	地方協力課	27
(9) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	34
(10) 消費者取引対策の推進	取引対策課	38
(11) 消費者表示対策の推進	表示対策課	42
(12) 食品表示対策の推進	食品表示課	45
(参考) 消費者政策の推進に関する東日本大震災への対応	総務課	50

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (1) )

施策名	消費者政策の調整						
施策の概要	消費者政策担当課長会議などの既存の枠組みの活用や、具体的な事案に応じた関係省庁・機関の会議の設置により、情報共有や機動的な対応を促進する。 消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行い、消費者の立場に立った政策を推進する。						
達成すべき目標	消費者庁が司令塔としての機能を十分に発揮するよう、消費者庁内及び関係行政機関の政策の調整を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算 (a)	—	—	108,375	46,634	68,444
		補正予算 (b)	—	—	0	0	
		繰越し等 (c)	—	—	0	0	
		合計 (a+b+c)	—	—	108,375	46,634	
	執行額(千円)	—	(13,265)	97,053			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日					
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日 施策番号7, 9, 21, 23, 43, 46, 53, 60, 61, 137, 153-2, 171					

消費者基本計画該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)				
	消費者基本計画 施策番号7番  リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	効果的にリコール情報を周知するシステムの構築に向けた研究開発への取組み	施策の進捗状況(実績)		
21年度*			22年度	23年度	
	年度ごとの目標	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者に分かりやすく効果的にリコール情報を周知する「リコール情報一元化システム」を構築した(平成24年4月から運用開始)。</li> <li>リコール情報を提供するサイトの改善を進め、引き続き消費者への分かりやすい情報提供に取り組む。</li> <li>効果的にリコール情報を周知するシステムの構築に向けた研究開発に取り組む。</li> </ul>	リコール情報の収集件数、アクセス件数、メール配信サービス登録数などの運用実績、利用実績をもとにサイトの一層の普及周知を図り、さらに消費者により活用されるシステムを目指すための検討を行う。
消費者基本計画 施策番号9番  子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る!プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。	「子どもを事故から守る!プロジェクト」の継続的な実施	施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
	年度ごとの目標	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもを事故から守る!プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトのコンテンツ充実のための調査及びシンポジウム(9月以降)し、情報提供を実施。</li> <li>「子どもを事故から守る!プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトを開設(9月以降)し、情報提供を実施。</li> <li>メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」を毎週一回配信(9月以降)。</li> <li>「子どもを事故から守る!プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトの開設する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもを事故から守る!プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトのコンテンツ充実のための調査及びシンポジウム(3月10日)の実施。</li> <li>キッズデザイン賞の「消費者担当大臣賞」創設。</li> <li>メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」を毎週一回配信。</li> </ul>	引き続き、「子どもを事故から守る!プロジェクト」を推進する。
	年度ごとの目標	—	夏を目途に、「子どもを事故から守る!プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトを開設する。	引き続き、子どもの事故防止に向けた取組を実施する。	

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (1) )

消費者基本計画 施策番号21番	「食品と放射能」 の問題について、 消費者へ分かりや すい情報提供を实 施	施策の進捗状況（実績）			目標
		21年度*	22年度	23年度	
		—	食品・水道水の検査 結果や、出荷・摂取 制限の範囲など、正 確な情報を消費者庁 のホームページで発 信。	・食品・水道水の検査 結果や、出荷・摂 取制限の範囲など、 正確な情報を消費者 庁のホームページで 発信。 ・「食品と放射能Q & A」を作成して配 布（317箇所、 47,799部）。	
年度ごとの目標	—	「食品と放射能Q & A」の配布等、食品 と放射能の問題につ いて、消費者へ分 かりやすい情報提供 を実施する。			
消費者基本計画 施策番号23番	関係省庁の連携の 下での検討	施策の進捗状況（実績）			目標
		21年度*	22年度	23年度	
		—	未検討	・リスク評価機関の 機能強化について は、的確かつ迅速な リスク評価を実施す るため、専門調査会 の専門性を強化し、 標準的な事務処理機 関制度（タイムロッ ク制度）を実施する とともに、評価ガイ ドラインの策定に向 けた検討等を行っ た。 ・「食品安全庁」に ついては、未検討。	
年度ごとの目標	—	平成22年度以降検討 を開始する。 ・リスク評価機関の 機能強化について は、そのための取組 を継続的に実施す る。 ・リスク管理機関を 一元化した「食品 安全庁」については、 関係省庁の連携の 下、検討を行う。			
消費者基本計画 施策番号43番	法令の執行及び公 表の状況を調査	施策の進捗状況（実績）			目標
		21年度*	22年度	23年度	
		—	内閣府消費者委員会 ヒアリングにおいて 報告・公表（11 月）。	内閣府消費者委員会 ヒアリングにおいて 報告・公表（12 月）。	
年度ごとの目標	—	法令の執行及び公表 の状況を調査する。	引き続き、関係省 庁において、厳正な 法執行を行うとと もに、執行状況に ついて随時取りま とめ、公表する。		

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (1))

測定指標	消費者基本計画 施策番号46番	施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
			<p>「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施及び「借り手の目線に立った10の方策」の推進</p>	<p>「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に参加(13回)、「借り手の目線に立った10の方策」がとりまとめられた(平成22年4月公表)。</p>	
年度ごとの目標	—	—	—	—	

  

測定指標	消費者基本計画 施策番号53番	施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
		<p>（法案審議中のため指標設定不可）</p>	—	—	
<p>賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。</p>	—	—	—	<p>法案の成立・施行後、家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図る。</p>	
年度ごとの目標	—	—	—	—	

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (1))

消費者基本計画 施策番号60番	注意喚起・普及啓発・情報提供の強化	施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
		「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、詐欺的商法による消費者被害の発生・拡大の防止を図るために緊急に取り組むべき総合的な対応策を取りまとめた。	事業者の名寄せ等の情報集約・共有、社名公表を伴う消費者への注意喚起、消費者月間や政府広報を通じた普及啓発等、積極的に施策を実施。	事業者の名寄せ等の情報集約・共有、社名公表を伴う消費者への注意喚起、消費者月間や政府広報を通じた普及啓発等、積極的に施策を実施。	
年度ごとの目標	—	「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の取りまとめ(平成22年3月19日)に盛り込まれた施策を着実に実施。	引き続き、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。	引き続き、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を実施する。	
消費者基本計画 施策番号61番	マルチ取引への対応策の検討	施策の進捗状況(実績)			目標
21年度*		22年度	23年度		
—		過去の事例を情報収集し、対応策の検討に着手(具体策を得るにはさらなる検討が必要)。	相談実態を引き続き確認しつつ、海外におけるマルチ商法に対する規制の状況等について情報収集を実施。		
年度ごとの目標	—	対応策を検討する。	情報収集結果を踏まえ、引き続き検討する。	平成23年度に実施した情報収集の分析結果等を踏まえ、注意喚起の実施を行うことに加え、消費者にわかりやすいリーフレットを作成し、重層的かつ継続的に注意喚起を行う。	
消費者基本計画 施策番号137番	各種関係課長会議の開催等の開催を通じた密接な連絡・情報交換	施策の進捗状況(実績)			目標
21年度*		22年度	23年度		
・消費者政策担当課長会議：2回 この他、特定事項に関し次のとおり会議を開催。 ・エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議：1回 ・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議：3回 ・新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム：2回		・消費者政策担当課長会議：1回 ・パワーウインドによる挟込み事故検討会：3回 (個別事案に応じて関係省庁が集中的に議論する場を設けることに重点を置き、その他特定事項について関係省庁との連絡会議を随時開催。)	消費者政策担当課長会議：1回		
年度ごとの目標	4回程度開催する。	引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。	引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。	引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。	

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (1))

		施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
<p>消費者基本計画 施策番号153-2番</p> <p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備</p> <p>② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示</p> <p>③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化</p> <p>④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築</p> <p>⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営</p>	<p>「インターネット消費者取引研究会」の取りまとめに盛り込まれた重点事項を着実に実施</p>	—	<p>・「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」を取りまとめ、公表(3月)。</p> <p>・翌年度以降の新たな取組方針を設定。</p>	<p>① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備を開始。</p> <p>② 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。</p> <p>③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化を継続的に実施。</p> <p>④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築に着手。</p> <p>⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」の運営を開始(4回開催)。</p>	<p>①平成23年7月より試験的に運用を開始した「決済代行業者登録制度」を通じ、引き続き、決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備について検討を行う。</p> <p>②「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」(平成23年10月28日公表、平成24年5月9日一部改定)の周知を継続的に実施する。</p> <p>③引き続き、広告表示に対するネット上の監視活動の強化について着実に実施する。</p> <p>④平成23年11月より試験的に開設した「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」を通じ、引き続き、越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築について検討を行う。</p> <p>⑤平成23年度に4回開催を行った「インターネット消費者取引連絡会」を通じ、引き続きインターネット取引を巡る様々な問題について、関係者による取組が行われるよう、役割を果たしていく。</p>
	<p>年度ごとの目標</p>	—	<p>「インターネット消費者取引研究会」における検討</p>	<p>今後は、「インターネット消費者取引研究会」の取りまとめに盛り込まれた、以下の重点事項を着実に実施する。</p> <p>① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備</p> <p>② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示</p> <p>③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化</p> <p>④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築</p> <p>⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」の運営</p>	
<p>消費者基本計画 施策番号171番</p> <p>越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。</p>	<p>越境電子商取引トラブルの解決手法の検討</p>	—	<p>「越境取引における消費者トラブルの解決に向けた国際的取組に関する調査」を実施、海外における相談体制の状況を把握(9月以降)。</p>	<p>越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築に着手。</p>	—
	<p>年度ごとの目標</p>	—	<p>日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者間の電子商取引のトラブルの解決手法について、国際的な議論の動向(国連国際諸取引法委員会(UNCITRAL)の作業部会の動向等)も踏まえ、検討を行う。</p>	<p>引き続き、二国間会議、UNCITRALの作業部会も活用し、越境電子商取引のトラブル解決の在り方について、検討を行う。特に、越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けて、各国消費者相談窓口間のネットワークを構築するための取組を実施する。</p>	<p>(具体的背景策の実施状況を踏まえ、消費者基本計画瀬川策番号171番は、同153-2番に統合予定。)</p>

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (1))

施策に関する 評価結果	<p>1 目標の達成状況の分析</p> <p>消費者政策の司令塔として、関係省庁・機関との情報共有を強化するとともに、消費者に対して機動的に情報提供等の対応を行うことで、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、消費者の立場に立った施策を促進した。 具体的には、消費者保護関連法の執行状況の取りまとめと公表、リスク評価機関の機能強化、消費者政策担当課長会議を通じて、情報共有を行った。特に、インターネット取引や越境取引について情報共有するとともに、決済代行業者登録制度及び越境取引センターの運用を開始することで、消費者の利益の擁護を図った。</p>
	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性 消費者の利益の擁護及び増進のためには、消費者庁が司令塔として、関係省庁・期間との連携及び調整を行い、消費者の立場に立った施策の実施を促していく必要がある。情報共有は、消費者の立場に立った政策をするために必要である。また、情報提供及び機動的な対応は、消費者の利益の擁護及び促進のために必要である。</p> <p>(2) 効率性 どの施策も、行政事業レビュー点検結果(平成22年度)を踏まえながら、消費者基本計画に盛り込まれた施策の実施について、おおむね限られた資源の中で一定の効果をあげることができた。</p> <p>(3) 有効性 消費者基本計画の工程表に示された平成23年度に実施予定の施策を、関係機関等との連携の下、おおむね着実に実施し、消費者の利益の擁護及び増進に資することができた。 特に、関係省庁・機関との情報共有を通じて、決済代行業者登録制度及び越境取引センターの運用を開始したことで、近年の社会情勢に合致した消費者の利益の擁護を促進することができた。</p> <p>(4) 関係課室間の連携 いずれの施策においても、消費者庁が司令塔として、関係機関・行政庁・課室との連携を図った。</p>
	<p>3 総合的な評価</p> <p>関係省庁・機関との情報共有や、消費者に対する情報提供等の機動的な対応をすることで、施策の目標をおおむね達成できた。 その結果、消費者の利益の擁護及び促進のための取組を行うことができた。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針</p> <p>引き続き、消費者の利益の擁護及び増進のため、関係省庁・機関との連携を積極的に図りつつ、消費者に対する情報提供等の実効的な施策に取り組む。 限られた資源の中で施策の優先性を考慮しつつ、特に、すきま事案に対する執行体制強化や制度改正について、一層本格的に取り組むべく、25年度機構定員・予算要求を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	総括担当 佐藤 大祐	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (2) )

施策名	基本的な消費者政策の企画・立案・推進						
施策の概要	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5ヵ年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。						
達成すべき目標	「消費者基本計画」に盛り込まれた施策の実施状況について、検証・評価を行い、その結果とそれにより必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行い公表することにより、翌年度の施策に確実に反映させる。検証・評価を行うに際しては、消費者等の意見のよりの確な反映を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	46,995	50,404	31,291	28,817	104,961
		補正予算 (b)	0	0	0	0	0
		繰越し等 (c)	0	0	0	0	0
		合計 (a+b+c)	46,995	50,404	31,291	28,817	104,961
執行額 (千円)	33,437	36,985	25,571	25,571	25,571		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分 (抜粋)				
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	総論第3、施策番号108, 136, 168, 169, 170				

消費者基本計画 総論 第3  毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います。検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについては閣議決定を行い公表することによって、翌年度の施策に確実に反映させます。	消費者基本計画該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)			計画に盛り込まれた施策の平成23年度の実施状況について検証・評価・監視を行い、検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。	
	「消費者基本計画」の検証・評価の結果及び同計画の見直しの閣議決定	施策の進捗状況 (実績)				平成23年7月8日に、平成22年度 of 具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果と、それを受けて見直しを行った「消費者基本計画」について閣議決定。
		21年度*	22年度	23年度		
		—	—	—		
	検証・評価を行うに際しての消費者等の意見の反映	実績値				検証・評価を行うに当たって、一般からの意見募集を実施 (5月25日～6月7日)。
21年度*		22年度	23年度			
—	—	—	—			
年度ごとの目標	—	—	—	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について検証・評価・監視を行い、検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。		



平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (2) )

		施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
消費者基本計画 施策番号108番  審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	生活者・消費者を代表する委員の選任の促進	3月末の各府省庁等の現況を把握。	・関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう依頼。 ・3月末の各府省庁等の現況を把握。	・今後の関係省庁等における審議会委員の選任に資するため、「平成23年度消費者団体名簿」を配付することとした。 ・関係省庁等が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合に、消費者団体との情報・意見交換システムを活用できるよう協力することとした。	・「消費者団体基本調査」の結果を平成24年5月中に関係省庁等に配付。 ・関係省庁等の取組に随時協力する。
	年度ごとの目標	—	平成22年3月末現在の各府省庁等の現況を把握。関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう依頼。	引き続き、関係府省庁における審議会委員の選任状況を把握し、関係府省庁の取組のフォローアップを行う。	
消費者基本計画 施策番号136番  労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。	関係機関への依頼、消費生活相談窓口の周知	—	厚生労働省に対し、労働者等からの相談を受け付ける窓口における「消費者ホットライン」の周知等を文書で依頼。	「消費者ホットライン」の周知用チラシを、都道府県労働局、経済産業局や日本司法支援センターの支部等、関係省庁の出先機関を含め各種相談窓口1,621箇所合計128,790部を配布し、周知を依頼。	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。
	年度ごとの目標	—	関係省庁に対し、労働相談窓口などへの消費生活相談窓口の周知を依頼。	引き続き、消費生活相談窓口の周知について働き掛ける。	
消費者基本計画 施策番号168番  OECD消費者政策委員会(CCP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。	CCP関連会議への参加(CCP本会合等)	3回	6回	6回	引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。
	年度ごとの目標	・CCPにおいて、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。 ・電子商取引、製品安全等についての研究・討論・情報交換を行う。	・CCPにおいて、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。 ・電子商取引、製品安全等についての研究・討論・情報交換を行う。	引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。	
消費者基本計画 施策番号169番  地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。	政策対話・協議及び消費者政策に関するフォーラムへの出席	—	2回 (日中韓消費者政策協議会等)	3回 (アジア消費者フォーラム等)	引き続き、EPAの枠組み及び日中韓等の地域間・二国間での当局間の政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。
	各国からの照会・ヒアリング等への対応	実績値			
		21年度*	22年度	23年度	
	年度ごとの目標	実績値			
21年度*		22年度	23年度		
	7カ国	5カ国	5カ国		
	・地域間・二国間における消費者問題について、国際的な連携の強化を図る。	・消費者当局間による政策協議等において対話の促進を図る。 ・地域間・二国間における消費者問題について、国際的な連携の強化を図る。	引き続き、日中韓等の地域間・二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。		

測定指標

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (2) )

		実績値			目標	
		21年度*	22年度	23年度		
		ICPEN関連会議への参加				ICPEN関連会議への参加回数
消費者基本計画 施策番号170番	「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。	ICPEN関連プロジェクトへの参加	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ICPEN等関連会議への参加を通じて法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。</li> <li>・関係国執行機関との間での情報共有(「eConsumer.gov日本語サイト」の充実化)を進める。</li> </ul>
		ICPEN関連プロジェクトへの参加	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	
		年度ごとの目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携の強化として、「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防止月間」プロジェクト等へ参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携の強化として、「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防止月間」プロジェクト等へ参加する。</li> <li>・関係国の執行機関との間の情報共有を行うため、「eConsumer.gov日本語サイト」の充実化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ICPEN等関連会議への参加を通じて法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。</li> <li>・関係国執行機関との間での情報共有(「eConsumer.gov日本語サイト」の充実化)を進める。</li> </ul>	

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析	<p>「消費者基本計画」に盛り込まれた施策の実施状況について、検証・評価を行うことで、各施策の実施状況の把握に努めた。その結果、3件の施策を実施済みと判断し、6件の新規施策を追加するよう、「消費者基本計画」を見直し、必要な施策を的確に反映させることができた。</p> <p>また、関係省庁等に対する「消費者団体基本調査」の配布、各省庁等の各種の相談窓口1,621箇所、「消費者ホットライン」のチラシを合計128,790部配布したことで、消費者政策の企画・立案の基礎となる、消費者等の意見を収集する機会を拡充させた。さらに、アジア消費者対策フォーラムに1回、ICPEN本会合に2回、インターネット点検キャンペーンに1回出席し、ICPEN加盟国各機関で「詐欺防止月間」を一斉に行う等、国際的な連携の強化にも取り組み、新たな消費者問題や国際的な問題に対する対応につき検討した。</p>
	2 各観点からの検討	<p>(1) 必要性 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う必要がある。</p> <p>(2) 効率性 行政事業レビュー点検結果(平成22年度)を踏まえながら、消費者基本計画に盛り込まれた施策の実施について、コスト縮減など効率的な取組を行うよう努めた。</p> <p>(3) 有効性 消費者基本計画の工程表に示された平成23年度の実施予定をおおむね達成しており、消費者政策に関する情報提供、国際的な連携の強化による一層の情報共有などの点から、近年の社会の動向を踏まえ、消費者の利益の擁護及び増進を有効に図ることができた。</p>
	3 総合的な評価	<p>消費者基本計画の取りまとめ担当課として、具体的施策の実施状況に関する検証・評価により、計画に掲げられた施策の実施状況を的確に把握することで、平成24年度における同計画の見直しにつなげた。また、消費者等の意見や国際的な動向を的確に施策に反映させるために、情報提供や国際的な連携の強化をする等、施策の目標はおおむね達成できた。</p> <p>これらにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するための取組を行うことができた。</p>
	4 課題と今後の取組方針	<p>「平成23年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しの素案」を踏まえ、今後も、引き続き、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行う。</p> <p>具体的には、「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行うほか、関係省庁に対する情報提供、国際的な連携の推進などに更に取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	総括担当 佐藤 大祐	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (3) )

施策名	消費者事故等の情報の集約・分析・対応					
施策の概要	消費者安全法に基づき、消費者庁に集約された情報を的確に分析し、取りまとめ結果を公表する。情報を的確に分析するため、有識者や独立行政法人国民生活センターとの情報共有、意見交換を実施する。集約・分析した消費者事故等に関する情報を庁内及び関係行政機関、地方公共団体等と共有し、適切に消費者に対して提供する。財産分野の消費者事故等について、消費者被害の発生または拡大の防止を図るため、消費者安全法に基づく注意喚起などの対応を随時行う。					
達成すべき目標	消費者被害の発生又は拡大の防止を図ることにより、消費者が安心して消費を行なえる市場を構築し、それによって良質な事業・雇用を創出し、ひいては日本経済の再生を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(千円)					
	当初予算 (a)	79,526	150,552	171,769	62,577	119,643
	補正予算 (b)	0	0	0	0	
	繰越し等 (c)	0	0	0	0	
合計 (a+b+c)	79,526	150,552	171,769	62,577		
執行額(千円)	8,449	60,796	75,728			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号5, 6, 44-2			

消費者基本計画 施策番号5番  高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。	消費者基本計画該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)				
	財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法についての検討	施策の進捗状況(実績)			目標	
		21年度*	22年度	23年度	引き続き、「消費者庁に寄せられる財産分野の情報の処理及びそれに基づく対応の実施について」に基づき、情報の処理とともに「情報検討ネットワーク」を通じた情報、意見交換等を行う。	
		—	・「情報検討ネットワーク」検討会の開催(1回)に加え、電子掲示板を通じた情報・意見交換を実施。 ・庁内で「財産事案情報検討会」を開催し、事故情報の効率的な分析のための手法を検討。(平成22年7月以降20回開催) ・分析技術の向上のため、テキストマイニング等の導入を検討(平成23年1月以降)。	・東日本大震災で中断した「情報検討ネットワーク」の再開に向け、個々のメンバーに直接ヒアリングを行い、本ネットワークの在り方について、情報収集・意見交換を実施。 ・「消費者庁に寄せられる財産分野の情報の処理及びそれに基づく対応の実施について」を取りまとめた。		
	—	分析手法について検討を行う。	引き続き、有識者による「情報検討ネットワーク」を通じた情報・意見交換等により検討を行う。			
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—
	消費者安全法第13条に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ(国会報告)	施策の進捗状況(実績)			目標	
		21年度*	22年度	23年度	引き続き、適時適切に報告を行うとともに消費者及び関係行政機関への情報提供に努める。	
		—	6月及び翌年2月に公表。	6月及び翌年2月に公表。		
	—	—	—			
財産分野の消費者事故情報等及び消費者及び関係行政機関への適切な情報提供	施策の進捗状況(実績)			目標		
	21年度*	22年度	23年度	引き続き、適時適切に報告を行う。また、状況に応じた特定テーマを設定し、消費者への情報提供に努める。		
	・「消費者情報ダイヤル」に寄せられた相談事例を15回公表。 ・音楽情報サイトに関する注意喚起等、7件の注意喚起を実施。 ・「消費者情報ダイヤル」や消費者安全法第12条第2項に基づいて寄せられた消費者事故等情報を、適宜関係行政機関へ提供。	・「もうけ話に注意」と題したウェブページを立ち上げ、保証人紹介ビジネスや情報商材等、8件の消費者トラブルについて注意喚起を実施。 ・消費者情報課で受け付けた情報や消費者安全法第12条第2項に基づいて寄せられた消費者事故等情報を、適宜関係行政機関へ提供。	・「お手持ちの商品券のご確認を」等、6件の注意喚起を実施。 ・消費生活情報課で受け付けた情報や消費者安全法第12条第2項に基づいて寄せられた消費者事故等情報を、適宜関係行政機関へ提供。			
—	—	—				
年度ごとの目標	適時適切な情報提供を実施	適時適切な情報提供を実施	—	—	—	

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (3) )

測定指標		施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
		震災に便乗した悪質商法や詐欺への注意喚起	—	詐欺・悪質商法について、2回注意喚起を行った。	
年度ごとの目標	—	—	震災に便乗した悪質商法や詐欺等の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起を適時適切に行う。		
		施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
	被災地域から寄せられた相談の概況をホームページで発信	—	—	「震災に関する悪質商法110番」を開設(平成23年3月に開設し、平成23年7月に終了。)し、寄せられた消費生活相談を分析し、その概況について毎週(16回)掲載した。	
	年度ごとの目標	—	—	被災地域から寄せられた相談の概況をとりまとめ、ホームページを通じて消費者への情報提供に努める。	
		実績値			目標
		21年度*	22年度	23年度	
	15条第1項に基づく注意喚起	—	1件実施	7件実施	引き続き、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供を、タイムリーに行う。
		施策の進捗状況(実績)			
		21年度*	22年度	23年度	
	消費者安全法に基づかない注意喚起・関係行政機関への情報提供等	個別の事案について、消費者庁HP上で、随時情報提供を実施し、注意を呼びかけ(13件)。	個別の事案について、消費者庁HP上で、随時情報提供を実施し、注意を呼びかけ(30件)。	消費者安全法に基づく消費者事故等の通知及び消費生活製品安全法に基づく重大事故などの報告によって入手した情報をもとに、12件の注意喚起を実施。	引き続き、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供を、タイムリーに行う。
	年度ごとの目標	適時適切な情報提供等を実施する。	適時適切な情報提供等を実施する。	引き続き、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供を、タイムリーに行う。	
		施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
	震災に便乗した悪質商法や詐欺への注意喚起	—	詐欺・悪質商法について、2回注意喚起を行った。	詐欺・悪質商法について、2回注意喚起を行った。	
	年度ごとの目標	—	—	震災に便乗した悪質商法や詐欺等の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起を適時適切に行う。	
		施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
	被災地域から寄せられた相談の概況をホームページで発信	—	—	「震災に関する悪質商法110番」を開設(平成23年3月に開設し、平成23年7月に終了。)し、寄せられた消費生活相談を分析し、その概況について毎週(16回)掲載した。	
	年度ごとの目標	—	—	被災地域から寄せられた相談の概況をとりまとめ、ホームページを通じて消費者への情報提供に努める。	

消費者基本計画  
施策番号6番

PIO-NET等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (3) )

		施策の進捗状況(実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
消費者基本計画 施策番号44-2番 ① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	被害実態の把握及び消費者への注意喚起を早急に実施(平成23年度)	—	—	平成23年6月に、消費者事故等が疑われる事案に関する事業者24社に対して、消費者安全法第14条第1項に基づき、業務や取引の内容等に関する資料の提供を要求したところ、不実告知を誘引する可能性のあるマニュアルの記述、消費者への交付書面における「キャンセル不可」の記述等がいくつかの事業者にて認められた。このため、これらに対するの留意点を公表し、貴金属等の訪問買取を行う事業者に対し適切な対応を促した(平成23年9月7日公表)。	平成23年度で完了。
	年度ごとの目標	—	—	平成23年度中できるだけ早期に措置を行う。	

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

施策に関する 評価結果	<b>1 目標の達成状況の分析</b> 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等の報告によって入手した情報や、国民生活センターから提供された情報に基づき、消費者事故等の発生に関する情報の集約・分析を実施し、国会に対する報告や関係行政機関に対する情報提供のほか、消費者に対する注意喚起を実施した。 特に、今年度は東日本大震災発生後であったことから、「震災に関する悪質商法110番」を開設し、震災に関する消費生活相談の情報を集約・分析した上で、これらの情報を毎週(合計16回)提供するとともに、震災に便乗した詐欺・悪質商法についての注意喚起を合計4回実施した。
	<b>2 各観点からの検討</b> (1) 必要性 消費者事故等の未然防止・拡大防止のため、消費者安全法第13条は消費者事故等の情報を消費者庁にて集約・分析することと規定し、同法第15条は必要がある場合に消費者に対して注意喚起を行うことと規定している。 (2) 効率性 行政事業レビュー一点検結果(平成22年度)を踏まえながら、消費者基本計画に盛り込まれた施策の実施について、コスト縮減など効率的な取組を行うよう努めた。 (3) 有効性 消費者庁設置以前は、消費者の権利を損なう恐れのある情報の収集やその情報の共有が不十分であったが、消費者庁にて消費者事故等の情報を一元化し、適時適切な対応を取ることにより、消費者事故等の未然防止・拡大防止に役立っている。
	<b>3 総合的な評価</b> 消費者事故等の発生に関する情報の集約・分析・対応として、関係省庁・機関と連携をしつつ、積極的な情報提供をすることで、施策の目標はおおむね達成できた。 これにより、消費者被害の発生又は拡大の防止を図り、消費者が安心して消費を行なえる市場を構築するための取組を行うことができた。
	<b>4 課題と今後の取組方針</b> 引き続き、消費者事故等の未然防止・拡大防止のため、消費者庁が収集する情報を一層拡充させるとともに、分析の質を高めていく。とりわけ、財産分野の情報については、情報の体系的な収集・通知制度の構築や、消費者庁としての対応が必要な端緒情報の抽出を行うためのメルクマールの設定について検討を行うべく、25年度予算要求を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	総括担当 佐藤 大祐	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (4) )

施策名	消費生活に関する制度の企画・立案・推進																																						
<p>施策の概要</p>	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討                      加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、必要な措置を講じる。</p> <p>2. 財産分野における「重大事故等」の範囲の検討                      消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じる。</p> <p>3. 適格消費者団体の認定、監督、支援                      ①適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じる。                      ②地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、情報面での支援等を実施する。                      ③消費者団体訴訟制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行う。</p> <p>4. 消費者契約法の運用・見直し                      ①消費者契約法に関し、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討する。                      ②消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について検討する。</p> <p>5. 公益通報者保護法の推進                      公益通報者保護法について、法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。</p>																																						
<p>達成すべき目標</p>	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討                      集団的消費者被害救済のための新たな訴訟制度について、平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指して検討を行う。                      消費者の財産被害に係る行政手法について、平成23年夏を目途に庁内検討チームにおける検討結果の取りまとめを行い、その結果を踏まえ、各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、具体的な制度設計のための検討を行う。</p> <p>2. 財産分野における「重大事故等」の範囲の検討                      財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じる。</p> <p>3. 適格消費者団体の認定、監督、支援                      ①適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。また、適格消費者団体における認定NPO法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。                      ②③ P I O - N E T 端末の設置について、利用可能となるよう具体化を進めるとともに、消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。</p> <p>4. 消費者契約法の運用・見直し                      ①②消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析を行うとともに、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。</p> <p>5. 公益通報者保護法の推進                      説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。                      公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告（平成23年2月）や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」（平成23年3月）等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>上記1.～5. のとおり、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち、消費生活に関する制度等を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する。</p>																																						
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度*</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算 の 状況 (千 円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>87,722</td> <td>75,792</td> <td>76,447</td> <td>88,512</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>87,722</td> <td>75,792</td> <td>76,447</td> <td>88,512</td> </tr> <tr> <td>執行額 (千円)</td> <td>45,659</td> <td>39,581</td> <td>38,076</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	87,722	75,792	76,447	88,512	補正予算 (b)	—	—	—	—	繰越し等 (c)	—	—	—	—	合計 (a+b+c)	87,722	75,792	76,447	88,512	執行額 (千円)	45,659	39,581	38,076							
区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額																																		
予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	87,722	75,792	76,447	88,512																																		
	補正予算 (b)	—	—	—	—																																		
	繰越し等 (c)	—	—	—	—																																		
	合計 (a+b+c)	87,722	75,792	76,447	88,512																																		
執行額 (千円)	45,659	39,581	38,076																																				
<p>施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者基本計画（閣議決定）</td> <td>平成22年3月30日 （平成23年7月8日一部改定）</td> <td>施策番号35, 42, 109, 110, 127, 128, 130</td> </tr> <tr> <td>消費者行政推進基本計画（閣議決定）</td> <td>平成20年6月27日</td> <td>「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」</td> </tr> </tbody> </table>	名称	年月日	関係部分（抜粋）	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日 （平成23年7月8日一部改定）	施策番号35, 42, 109, 110, 127, 128, 130	消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」																													
名称	年月日	関係部分（抜粋）																																					
消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日 （平成23年7月8日一部改定）	施策番号35, 42, 109, 110, 127, 128, 130																																					
消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」																																					

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (4) )

消費者基本計画当該施策等		測定指標（個々の事業の実績）		
<p>消費者基本計画 施策番号35番</p> <p>消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。</p>	<p>施策番号110参照 (施策番号35番については、財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じることとされている。)</p>	目標（値）		
		—		
		（平成24年2月14日、消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。）		
<p>消費者基本計画 施策番号42番</p> <p>消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。</p>	<p>消費者契約に関する 裁判例の収集・分析</p>	実績値		
		21年度*	22年度	23年度
	裁判例の収集・分析件数			1668件
	—	—		
	<p>紛争解決機関又は有識者等へのヒアリングの回数</p>	実績値		
21年度*		22年度	23年度	
ヒアリング回数			15回	
—	5回			
<p>年度ごとの目標 （値）</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法改正の議論との連携。</li> <li>・消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析。</li> <li>・消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の問題点の把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法改正の議論との連携。</li> <li>・消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析。</li> <li>・消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の問題点の把握。</li> </ul>	<p>消費者契約に関する裁判例等の収集・分析結果を活用するとともに、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。</p>
<p>消費者基本計画 施策番号109番</p> <p>消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。</p>	<p>消費者がアクセスしやす相談等受付体制の整備</p>	実績値		
		21年度*	22年度	23年度
	相談・質問ダイヤル受付件数			引き続き消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報者保護制度相談ダイヤル：約63.5件/月</li> <li>・個人情報保護法質問ダイヤル：約274件/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報者保護制度相談ダイヤル：約93.8件/月</li> <li>・個人情報保護法質問ダイヤル：約305件/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報者保護制度相談ダイヤル：約83.0件/月</li> <li>・個人情報保護法質問ダイヤル：約253件/月</li> </ul>	
<p>年度ごとの目標 （値）</p>	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	
<p>消費者基本計画 施策番号110番</p> <p>加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。</p>	<p>「集団的消費者被害救済制度専門調査会」及び消費者委員会への出席及び資料等の提供回数</p>	施策の進捗状況（実績）		
		21年度*	22年度	23年度
	出席状況及び資料の提供状況			6回
	—	9回		
	<p>年度ごとの目標 （値）</p>	—	消費者被害を回復するための制度に関する消費者委員会における審議に協力する。	平成23年夏を目途に結論を得た上、当該結論を踏まえ、法制化に向けた検討を行う。
<p>「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」開催回数</p>	施策の進捗状況（実績）			
	21年度*	22年度	23年度	
	検討チームの開催状況			
—	5回	4回		
<p>「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催回数</p>	施策の進捗状況（実績）			
	21年度*	22年度	23年度	
研究会の開催状況			5回	
—	—			
<p>年度ごとの目標 （値）</p>	有識者等による研究会を開催し、論点整理に向けた検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年夏を目途に論点整理を行う。</li> <li>・平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得るべく適切に検討を行う。</li> </ul>	<p>集団的消費者被害救済のための新たな訴訟制度について、平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指して検討を行う。</p>	

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (4))

測定指標	消費者基本計画 施策番号127番	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	
	適格消費者団体との意見交換回数	—	9回	3回	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。
	年度ごとの目標(値)	—	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。	
	認定NPO法人の認定を受けた適格消費者団体数	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	
	認定を受けた適格消費者団体数	—	1団体	1団体	適格消費者団体における認定NPO法人制度に対する理解を深め、同団体における認定申請を促す。
	年度ごとの目標(値)	適格消費者団体における認定NPO法人制度に対する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	適格消費者団体における認定NPO法人制度に対する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	適格消費者団体における認定NPO法人制度に対する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	
	判決等の公表件数	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	
	公表件数	6件	6件	11件	消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。
	年度ごとの目標(値)	情報面での支援等を行う。	情報面での支援等を行う。	情報面での支援等を行う。	
	消費者団体訴訟制度意見交換ミーティングの開催状況	施策の進捗状況(実績)			
		21年度*	22年度	23年度	
	消費者団体訴訟制度意見交換ミーティングの開催回数	—	3回	2回	消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。
	年度ごとの目標(値)	広報事業の実施により、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体について、周知を図る。	広報事業の実施により、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体について、周知を図る。	広報事業の実施により、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体について、周知を図る。	
	適格消費者団体に対する調査・事情聴取の実施状況	施策の進捗状況(実績)			
		21年度*	22年度	23年度	
	調査・事情聴取の実施状況	8件	9件	4件	適格消費者団体を常時、適切に監督する。
	年度ごとの目標(値)	適格消費者団体を常時、適切に監督する。	適格消費者団体を常時、適切に監督する。	適格消費者団体を常時、適切に監督する。	
	申請を受けてから認定までに要した期間	施策の進捗状況(実績)			
		21年度*	22年度	23年度	
	要した期間(日数)	90日(認定1件)	約70日(認定1件及び認定の有効期間の更新5件の平均)	約59日(認定1件及び認定の有効期間の更新2件の平均)	適格消費者団体を適正に認定・更新する。
	年度ごとの目標(値)	適格消費者団体を適正に認定・更新する。	適格消費者団体を適正に認定・更新する。	適格消費者団体を適正に認定・更新する。	
	P I O - N E T 端末の設置についての検討状況	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	
	設置状況	—	—	—	適格消費者団体において利用可能となるよう具体化を進める。
	年度ごとの目標(値)	—	—	適格消費者団体において利用可能となるよう具体化を進める。	



平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (4))

		実績値			目標
		21年度*	22年度	23年度	
<p>消費者基本計画 施策番号130番</p> <p>公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。また、消費者委員会における検討を踏まえ、公益通報者保護法附則第2条の規定に従い、公益通報者保護の視点から、公益通報者保護法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。</p>	<p>公益通報者保護法説明会の開催</p>	開催回数			<p>引き続き効率的な説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、通報・相談窓口の整備等の促進に努める。また、消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行う。</p>
		5回	5回	5回	
		参加者数			
		635名	566名	429名	
		「有益であった」等と回答した出席者の割合			
		83.8%	91.3%	86.0%	
	<p>行政機関職員向け公益通報研修会の開催</p>	実績値			
		開催回数			
		1回	5回	5回	
		参加者数			
		115名	426名	321名	
		「有意義であった」等と回答した出席者の割合			
<p>通報・相談窓口の整備等の促進</p>	実績値				
	行政機関における窓口設置率				
	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：40.1%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：44.7%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：47.3%		
	年度ごとの目標				
	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。		
	目標				
<p>消費者委員会（専門調査会）の検討を踏まえた取り組み</p>	実績値			<p>引き続き、消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行う。</p>	
	21年度*	22年度	23年度		
—	国の行政機関の通報処理ガイドラインを一部改正。	「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」の取りまとめ。			
年度ごとの目標					
—	消費者委員会の検討を踏まえ、公益通報者保護法の施行状況について検討する。	消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行う。			

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析  法制度の検討に関する業務については、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会へ提出したほか、「集团的消費者被害救済制度専門調査会」及び消費者委員会へ6回出席及び資料等の提供を行うなど、消費者被害の未然防止・拡大防止、救済を目的とした制度等の検討を行った。 適格消費者団体に関する業務については、その円滑な業務遂行を目的として、判決等の公表・周知を11件行った。また、適格消費者団体の認定にあたっては、申請を受けてから約59日で処理を行い、適正な認定更新業務を行った。 公益通報者保護法に関しては、内部通報制度の導入を促進等するため、70以上の事業者が実際に用いている内部通報に係る規程を「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」として取りまとめのうえ公表した。また、1,700以上の行政機関を対象とする調査により施行状況の把握に努めるとともに、全国5箇所で開催等を実施するなど周知・啓発に努めた。 以上の消費生活に関する制度等の企画・立案・推進を行うことによって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することができた。
	2 各観点からの検討  (1) 必要性 多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害を救済するための制度の検討は、消費者被害は同種被害が多発する傾向があり、個々の消費者が個別に訴えを提起することが困難であること、消費者被害の発生・拡大の防止が重要であること等に鑑みると、消費者利益擁護の実効性を高めるために必要である。 また、適格消費者団体は消費者契約法等に違反する事業者の不当行為に対する差止請求を行う役割を担っており、当該団体の認定、監督、支援する業務は、消費者被害の未然防止・拡大防止のために必要である。 さらに、公益通報者保護制度の周知・啓発を目的とした説明会等の実施や内部通報制度の導入を促進等するための規程集の取りまとめ等は、企業不祥事による国民への被害拡大を防止するために必要である。  (2) 効率性 行政事業レビュー一点検結果も踏まえながら、消費者基本計画に盛り込まれた施策の実施について、コスト縮減などの効率的な取組を行った。具体的には、説明会や研修会に職員を派遣する際に、パッケージ旅行を活用する等の支出の削減に努めた。  (3) 有効性 消費者被害の未然防止・拡大防止、救済を目的として制度等の検討を行ってきた中で、平成23年度においては、「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会へ提出した。当該法律案は、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容としており、施行によって前記目標の実現に資するものといえる。 また、消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体の認定、監督及び支援に係る活動は、消費者団体訴訟制度の濫用・悪用を防ぐとともに適格消費者団体における円滑な業務遂行を可能とし、上記目標を達成するために有効であったといえる。 公益通報者保護法の説明会等については、出席者から有益であったとの意見が多く寄せられており、また、行政機関における通報相談窓口設置率が増加傾向にあることから、制度の周知・啓発という目的を達成するために有効であったといえる。
	3 総合的な評価  消費者基本計画の具体的施策の実施状況に関する検証・評価の結果を取り入れながら、平成23年度についても、同計画に示された実施予定に基づき着実に実施し、次年度以降の基本的な政策の企画・立案・推進につなげた。 これらにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するための取組を行うことができた。
	4 課題と今後の取組方針  消費者基本計画の「平成23年度における具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」（平成24年7月閣議決定）を踏まえ、今後も、引き続き、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行う。 具体的には、消費者庁及び消費者委員会設置法附則に掲げられた集团的消費者被害救済制度及び適格消費者団体への支援の在り方について検討を深めるほか、公益通報者保護制度の推進（消費者委員会の意見への対応を含む。）などに更に取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	○集团的消費者被害救済制度専門調査会における調査審議 同専門調査会における調査審議の内容については、下記URL参照。 <a href="http://www.caa.go.jp/planning/index.html#m01-1">http://www.caa.go.jp/planning/index.html#m01-1</a>  ○消費者の財産被害に係る行政手法研究会 同研究会における検討の内容については、下記URL参照。 <a href="http://www.caa.go.jp/planning/index9.html">http://www.caa.go.jp/planning/index9.html</a>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	総括担当 磯野 美奈	政策評価実施時期	平成24年 8月
-------	--------	--------	------------	----------	----------

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (5))

施策名	個人情報保護に関する施策の推進					
施策の概要	誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の円滑な施行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。					
達成すべき目標	「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更）に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図るとともに、内閣府消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その結果を踏まえ検討を行うなど、個人情報保護に関する施策を推進することにより、個人の権利利益を保護し、国民が安心してICT（情報通信技術）の利便を享受できる社会の実現に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況（千円）					
	当初予算 (a)	60,910	50,972	42,592	30,147	25,945
	補正予算 (b)	0	0	0	0	0
	繰越し等 (c)	0	0	0	0	0
合計 (a+b+c)	60,910	50,972	42,592	30,147	25,945	
執行額 (千円)	18,006	25,029	35,577			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	名称	年月日	関係部分（抜粋）			
	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号165, 166			

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）			目標（値）
		実績値	21年度*	22年度	
消費者基本計画 施策番号165番  「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。	個人情報保護法に関する説明会	開催場所数			引き続き、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。
		13か所	13か所	13か所	
		参加者数			
		約3,300人	約3,100人	約3,000人	
		肯定的評価の割合			
		87%	90%	80%	
	年度ごとの目標（値）	法制度の理解・浸透の向上。	個人情報保護法説明会の内容面での更なる充実。	法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。	
消費者基本計画 施策番号166番  個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	「個人情報保護専門調査会」及び消費者委員会において個人情報保護法に関連する議題が取り上げられた数	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
		1回	5回	6回	
	年度ごとの目標（値）	消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。			

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (5))

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析 <p>法制度の周知徹底のため、法の施行状況（平成22年度）の概要の公表・配布、個人情報保護法に関する説明会、個人情報保護法パンフレットの改訂・配布等を行った。                  個人情報保護法に関する説明会は約3,000人の参加があり、参加者に対して行ったアンケートでは、「有益であった」「まあ有益であった」との回答割合が約8割に達するなど、一定の成果を上げている。また、個人情報保護法パンフレットの改訂版に関して、追加送付の要望が多く寄せられた。</p>				
	2 各観点からの検討 <p>(1) 必要性                  個人情報保護法については、法の誤解等に起因して法の定める以上に個人情報の提供が差し控えられる、いわゆる「過剰反応」の存在が今なお一部で指摘されており、事業者及び国民に対する広報・啓発に積極的に取り組むことが求められている。</p> <p>(2) 効率性                  施行状況の報告の概要の印刷部数の削減、一般競争入札による契約等により、効果的な施策の推進に努めた。</p> <p>(3) 有効性                  法制度に対する理解・浸透の向上を図るために、パンフレットの配布、法の施行状況（平成22年度）の概要の公表・配布、個人情報保護法説明会の開催といった活動を行ったところ、有用・有益であったとの意見が多く、期待される政策効果に照らし、成果があったといえる。</p>				
	3 総合的な評価 <p>個人情報保護法制の普及・定着を図るため、各種媒体を用いてきめ細かな対応を実施するなど、施策の目標は概ね達成できた。</p>				
	4 課題と今後の取組方針 <p>個人情報保護法は、全面施行後7年余りを経過したところであるが、事業者からの漏えい事案が引き続き注目を集める等、国民の不安感には根強いものがあり、個人情報の取扱いに対する苦情・問合せは依然として多くある。また、「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）において、「個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討」することとされている。さらに、個人情報の取扱いに係る国際的なルールの検討も、急速に進展している。                  これらの動きを踏まえながら、消費者庁において引き続き、法の趣旨の正しい解釈の周知・徹底等の取組を行っていく。</p>				
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○有識者（参与）の意見を聴取（意見）                  ・個人情報保護の説明会の対象は誰か。消費者庁の現状認識を踏まえ、必要な対象に集中した説明を行うべきではないか。                  ・現場では過剰反応に困っているという声を聞く。                  ⇒（対応方針）                  個人情報保護法の説明会は一般国民（民間事業者、民生委員・児童委員、地方自治体職員など）を対象としている。消費者庁からの説明と講師による講演からなり、消費者庁からは個人情報保護法の概要や災害時要援護者情報の共有などいわゆる「過剰反応」の対応策について説明を行った。講師による講演については、講師や講演テーマについて開催都道府県の希望等を踏まえ決定しており、具体的には、国民生活センターによる具体的な相談事例や民間企業による個人情報保護に関する取組などの講演を行った。                  平成24年度においては、消費者庁からの説明や講師による講演のほか、御協力いただける地方自治体等から、いわゆる「孤立死」という事案が発生していることを踏まえ、いわゆる「見守り協定」を締結するなどして、個人情報の適切な共有に取り組んでおられる例等について報告を頂けるよう検討を進めている。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					
担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	個人情報担当 佐小 千恵美	政策評価実施時期	平成24年 8月

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (6) )

<p>施策名</p>	<p>消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>																																											
<p>施策の概要</p>	<p>○教育                      これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立するための「消費者教育推進会議」を開催し、8月までに課題等の中間整理を取りまとめ、年度内をめぐり中間整理で示した課題の中から更にテーマを絞り込み、具体的な施策提言を行う。                      消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報件数等の拡充を行う。                      消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを目的とし、消費者に対して、必要とされる消費者教育ツールを届け消費者教育を効果的・効率的に行うために、年度内をめぐり新学習指導要領の内容を踏まえた高校生向けの消費者教育用副教材を作成し、中学校における効果的な消費者教育の教育手法と効果測定手法についての検討を行う。</p> <p>○普及啓発                      各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。                      消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会づくりに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方自治体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及啓発を推進する。                      高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者、および周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。                      子どもの不慮の事故の減少への寄与を図るため、子どもの事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>																																											
<p>達成すべき目標</p>	<p>○教育                      消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、家庭、地域、職場その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じることにより、消費者の自立を支援する。</p> <p>○普及啓発                      消費者団体等との適切な連携の下、消費者問題に関する普及啓発活動を総合的に推進し、消費者の自立を支援する。                      高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止や子どもの不慮の事故防止等を図るための施策を推進し、高齢・障害消費者の消費者トラブルの防止及び子どもの不慮の事故の減少への寄与を図る。</p>																																											
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度*</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度要求額</td> </tr> <tr> <td>当予算 (a)</td> <td>43,770</td> <td>55,517</td> <td>75,158</td> <td>74,886</td> <td>69,976</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>43,770</td> <td>55,517</td> <td>75,158</td> <td>74,886</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額 (千円)</td> <td>8,099</td> <td>26,365</td> <td>36,697</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	当予算 (a)	43,770	55,517	75,158	74,886	69,976	補正予算 (b)	0	0	0	0		繰越し等 (c)	0	0	0	0		合計 (a+b+c)	43,770	55,517	75,158	74,886		執行額 (千円)	8,099	26,365	36,697									
区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額																																							
当予算 (a)	43,770	55,517	75,158	74,886	69,976																																							
補正予算 (b)	0	0	0	0																																								
繰越し等 (c)	0	0	0	0																																								
合計 (a+b+c)	43,770	55,517	75,158	74,886																																								
執行額 (千円)	8,099	26,365	36,697																																									
<p>施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>年月日</td> <td>関係部分（抜粋）</td> </tr> <tr> <td>消費者基本計画（閣議決定）</td> <td>平成22年3月30日</td> <td>施策番号5, 9, 87, 88, 89, 90, 91, 94, 96, 97, 105, 129, 135</td> </tr> <tr> <td>消費者行政推進基本計画（閣議決定）</td> <td>平成20年6月27日</td> <td>・消費者教育や啓発に係る地方支援、（中略）などに取り組む。                      ・国がこれまで行ってきた直轄事業（P I O - N E T の整備、研修、消費者教育や啓発への支援等）についても充実するとともに、（以下、略）</td> </tr> </table>	名称	年月日	関係部分（抜粋）	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号5, 9, 87, 88, 89, 90, 91, 94, 96, 97, 105, 129, 135	消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	・消費者教育や啓発に係る地方支援、（中略）などに取り組む。 ・国がこれまで行ってきた直轄事業（P I O - N E T の整備、研修、消費者教育や啓発への支援等）についても充実するとともに、（以下、略）																																		
名称	年月日	関係部分（抜粋）																																										
消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号5, 9, 87, 88, 89, 90, 91, 94, 96, 97, 105, 129, 135																																										
消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	・消費者教育や啓発に係る地方支援、（中略）などに取り組む。 ・国がこれまで行ってきた直轄事業（P I O - N E T の整備、研修、消費者教育や啓発への支援等）についても充実するとともに、（以下、略）																																										
<p>消費者基本計画該当施策等</p>	<p>消費者基本計画                      施策番号5番                      高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。</p> <p>消費者基本計画                      施策番号9番                      子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>	<p>測定指標（個々の事業の実績）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">メールマガジン「見守り新鮮情報」配信（国民生活センターにて実施される事業）</td> <td colspan="3">施策の進捗状況（実績）</td> <td rowspan="2">目標（値）</td> </tr> <tr> <td>21年度*</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>25回</td> <td>26回</td> <td>26回</td> <td rowspan="2">引き続き、国民生活センターから、高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジンを発行する。</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標（値）</td> <td colspan="3">国民生活センターから、高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジンを発行する。</td> </tr> </table>	メールマガジン「見守り新鮮情報」配信（国民生活センターにて実施される事業）	施策の進捗状況（実績）			目標（値）	21年度*	22年度	23年度	回数	25回	26回	26回	引き続き、国民生活センターから、高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジンを発行する。	年度ごとの目標（値）	国民生活センターから、高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジンを発行する。			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」</td> <td colspan="3">施策の進捗状況（実績）</td> <td rowspan="2">目標（値）</td> </tr> <tr> <td>21年度*</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>配信回数</td> <td>—</td> <td>28回（9月以降）</td> <td>61回</td> <td rowspan="2">引き続き、子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を週1回配信する。広報活動により、登録者数3万件を目指す。</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>—</td> <td>6,222件（3月31日時点）</td> <td>20,200件（3月29日時点）</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標（値）</td> <td>—</td> <td colspan="2">子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を週1回配信する。</td> </tr> </table>	メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」	施策の進捗状況（実績）			目標（値）	21年度*	22年度	23年度	配信回数	—	28回（9月以降）	61回	引き続き、子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を週1回配信する。広報活動により、登録者数3万件を目指す。	登録者数	—	6,222件（3月31日時点）	20,200件（3月29日時点）	年度ごとの目標（値）	—	子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を週1回配信する。				
メールマガジン「見守り新鮮情報」配信（国民生活センターにて実施される事業）	施策の進捗状況（実績）			目標（値）																																								
	21年度*	22年度	23年度																																									
回数	25回	26回	26回	引き続き、国民生活センターから、高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジンを発行する。																																								
年度ごとの目標（値）	国民生活センターから、高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジンを発行する。																																											
メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」	施策の進捗状況（実績）			目標（値）																																								
	21年度*	22年度	23年度																																									
配信回数	—	28回（9月以降）	61回	引き続き、子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を週1回配信する。広報活動により、登録者数3万件を目指す。																																								
登録者数	—	6,222件（3月31日時点）	20,200件（3月29日時点）																																									
年度ごとの目標（値）	—	子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を週1回配信する。																																										

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (6) )

消費者基本計画 施策番号87番	消費者教育推進会議の開催	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
		回数			
消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者教育推進会議の開催	—	・本会議1回 ・テーマ別会合2回	・本会議2回 ・テーマ別会合1回 ・分科会7回 ・座長会1回	引き続き、「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立する。
		年度ごとの目標 (値)	—	消費者教育推進会議を開催し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する。	
消費者基本計画 施策番号88番	ポータルサイト上の提供情報	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。		21年度*	22年度	23年度	
		新規件数			
年度ごとの目標 (値)	296件	150件	740件	引き続き、消費者教育に関する情報と意見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行っていく。	
	—	機能拡充・新コーナー設置を行うとともに、平成22年度末を目的に提供教材拡充を行う。	機能拡充を行うとともに、年度末を目的に提供教材拡充を行う。		
消費者基本計画 施策番号89番	先進的教育手法・効果測定等に関する調査学校	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。		21年度*	22年度	23年度	
		学校数			
—	—	1校	5校	今後も継続して、消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行う。	
年度ごとの目標 (値)	—	消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等について検討を行う。			
消費者基本計画 施策番号90番	消費者教育推進体制整備の促進に関する文部科学省との連携	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。		21年度*	22年度	23年度	
		—			
年度ごとの目標 (値)	—	・文部科学省が実施した地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査の結果について、共有が得られた。 ・文部科学省が開催した「消費者教育フェスタ (消費者教育に関する研究協議会)」において講演し、消費者教育に係る連携の推進を促した。	(「消費者教育フェスタ」(平成24年1月18日開催、199名参加)や岐阜県で開催した「消費者教育フェスタinぎふ」(平成24年2月22・23日に開催、2日間延べ1,027名参加)において、文部科学省が地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携のモデルを示すことにより、連携の推進を促した。)	引き続き、文部科学省と密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進する。	
	—	・推進体制の整備促進のため、文部科学省において実施する、地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査結果について共有を図る。 ・文部科学省が開催する消費者教育に関する研究協議会において、連携の推進を促す。	文部科学省が開催する消費者教育に関する研究協議会において、連携の推進を促す。		

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (6) )

測定指標		施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
		-			
消費者基本計画 施策番号91番  学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。	文部科学省が開催する有識者会議「消費者教育推進委員会」への参画、指針の普及・啓発	-	委員会：4回 部会：大学部会4回、社会教育部会4回 (指針の作成に協力)	(文部科学省が「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の普及・啓発を以下のとおり実施した。 ・都道府県及び市町村教育委員会、全国の大学、短期大学、高等専門学校に配付。 ・「消費者教育フェスタ」等において、指針を周知。 ・指針のポイントをまとめた大学向け啓発パンフレットを作成し、全国の大学、短期大学、高等専門学校に配付。)	指針の普及・啓発を継続的に実施する。
	年度ごとの目標 (値)	-	学校教育・社会教育における消費者教育の推進方策についての検討を行い、検討結果に基づき、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を平成23年3月に作成。	「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の普及・啓発を実施。	
消費者基本計画 施策番号94番  新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	副教材の作成数 副教材作成委員会の開催	-	・外部専門家を委員とする「教材作成委員会」の開催：5回 ・副教材作成：3教材	・外部専門家を委員とする「教材作成委員会」の開催：6回 ・副教材作成：3教材	今後も、文部科学省と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、新学習指導要領の内容を反映した副教材を作成し、学校における消費者教育に対する支援を行う。
	年度ごとの目標 (値)	-	新学習指導要領の内容を反映した中学生向け副教材を、文部科学省との連携・外部専門家の協力により作成する。	新学習指導要領の内容を反映した高校生向け副教材を、文部科学省との連携・外部専門家の協力により作成する。	
消費者基本計画 施策番号96番  それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	教材の作成・配布、情報提供	-	226,000部 (高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック)	・関係省庁や地方公共団体に対して、消費者教育に係る教材や取組等の情報収集を行い、消費者教育ポータルサイトの充実を図った。 ・平成22年5月に印刷し配布した「高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック」については、継続して地方の実情に応じた活用が行われている。	消費者教育ポータルサイト(前掲：施策番号88)にて、関係省庁、地方公共団体等が作成した消費者教育教材や出前講座の紹介等、消費者教育に関する様々な情報の提供を行い、地域における消費者教育の推進を行う。
	年度ごとの目標 (値)	-	消費者教育用教材の作成・配布等、地域における消費者教育の推進を行う。	消費者教育用教材の作成・配布、情報提供等、地域における消費者教育の推進を行う。	

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (6) )

消費者基本計画 施策番号97番	(前掲：施策番号 87)	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	年度ごとの目標 (値)	—	—	—	関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議(前掲：施策番号87)」において、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。
		—	—	—	
消費者基本計画 施策番号105番	普及啓発パンフレットの配布	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。	年度ごとの目標 (値)	—	300部 (食品表示関連)	第6回食育推進全国大会において「食品と放射能Q&A」(冊子)や食品表示に関するパンフレットを配布(各400部)した。	引き続き、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。
		—	食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報提供等を推進する。		
消費者基本計画 施策番号129番	消費者団体との意見交換会の開催	実績値			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。	年度ごとの目標 (値)	1回	2回	1回	引き続き、積極的に消費者団体等との意見交換の場を設け、継続的に要望・意見の聴取を行い、効率的な情報交換に取り組みるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討する。
		—	—	—	
消費者基本計画 施策番号135番	消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、公共職業安定所等の協力を得、本府省審議官級への昇任者を対象に、窓口業務を体験する研修を実施	実績値			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。	年度ごとの目標 (値)	5回	5回	2回	引き続き、国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。また、研修の成果が、参加者以外の職員にも共有されるよう工夫していく。
		97名	66名	49名	
		参加者数			
		97名	66名	49名	
		「有益」と回答した参加者の割合			
		90.7%	92.4%	98%	
		「満足」と回答した参加者の割合			
		92.8%	97%	98%	
	年度ごとの目標 (値)	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を試行的に実施する。	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施する。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)



平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (6))

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析 『「消費者基本計画」における具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」』を踏まえ、おおむね達成できたと考える。
	2 各観点からの検討 (1) 必要性 消費者基本法では、国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとして規定されている。 (2) 効率性 消費者教育に関する施策のうち、可能なものは一般競争入札による契約により効率的な実施に努めた。さらに、消費者教育用副教材の印刷・配布については、必要最小限の部数の印刷・配布とした。 消費者月間に消費者問題に関する啓発事業を集中的に実施、効率性を高めた。 (3) 有効性 消費者教育では、特に消費者教育推進会議で「消費者教育推進のための課題と方向」を取りまとめ、公表したことにより、一定の成果があったものとする。今後、この取りまとめを踏まえ、関連する施策において消費者教育を推進していく。 消費者月間に、地方自治体、各種団体等とともに消費者問題に関する啓発事業を集中的に実施し、有効な啓発事業を実施できたとする。 子ども安全メールの登録数が2万件を越え、一定の評価がされていると考える。 消費者団体との意見交換や消費者団体が実施するシンポジウム等への出席を通じて、消費者庁の施策について情報提供を行うとともに、消費者団体の要望・意見等を聴取し、消費者行政に一定程度反映することができたとする。
	3 総合的な評価 「1 目標の達成状況の分析」のとおり、おおむね達成できたとする。
	4 課題と今後の取組方針 引き続き、消費者基本計画を踏まえた施策等を実施するとともに、消費者が賢い消費者、自立した消費者となるため、より地域や消費者団体等と連携を図り、充実を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	○有識者（参与）の意見を聴取 （意見）消費者教育は被害者を作らないという点も重要であるが、加害者を作らないという視点も必要である。 ⇒（対応方針）消費者が被害を受けるだけでなく、加害者にならないようにすることは重要な視点であるとする。例えば、平成23年度に作成した高校生向け消費者教育用副教材の事例のなかに「もうけ話にご用心」があり、これは連鎖販売取引を題材にしており、「だまされないため」だけでなく「だまさない」という観点から教育できるものとなっている。今後とも、加害者を作らないという視点とともに、「消費者市民社会」の視点も踏まえた対応をしてまいりたい。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	消費生活情報課	作成責任者名	消費者教育担当 足立 充博 消費者啓発担当 津永	政策評価実施時期	平成24年 8月
-------	---------	--------	-----------------------------	----------	----------

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (7) )

施策名	物価対策の推進						
施策の概要	各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。						
達成すべき目標	物価の安定に資する施策の推進により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を目指す。						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算 (a)	31,359	22,687	12,024	16,381	45,346
		補正予算 (b)	0	-8,978	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	31,359	13,709	12,024	16,381	
	執行額 (千円)	1,808	1,041	2,727			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分(抜粋)				
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号67				

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)				
	消費者基本計画 施策番号67番  各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や関係閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。	各省庁所管の公共料金等について、消費者庁・消費者委員会の関与のあり方を含めた仕組みの見直し検討を行い、必要な措置を講ずる。  (参考) 関係省庁との調整件数	実績値			目標(値)
			21年度*	22年度	23年度	
			(参考) ○関係閣僚会議への付議件数:1件 ○関係省庁との協議件数:3件	平成23年3月14日開催の物価担当官会議において、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した(従来は値上げの場合に限って協議することとしていたが、公共料金等を新規に設定する場合も協議することとした)。  (参考) ○関係閣僚会議への付議件数:1件 ○関係省庁との協議件数:5件	(参考) ○関係閣僚会議への付議件数:なし	
	年度ごとの目標	消費者に与える影響を十分考慮する。	消費者に与える影響を十分考慮する。	消費者に与える影響を十分考慮する。		
	内外価格差など公共料金に関する調査及び消費者への情報提供	ウェブサイトを通じた消費者への情報提供	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
			21年度*	22年度	23年度	
			日本と他4カ国との間における12分野の公共料金の内外価格差調査の実施。	日本と他4カ国との間における9分野の公共料金の内外価格差調査の実施。	日本と他4カ国との間における10分野の公共料金の内外価格差調査の実施。	
	年度ごとの目標				内外価格差など公共料金に関する調査を行い、ウェブサイトを通じた消費者への情報提供を行う。	

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (7))

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析
	2 各観点からの検討
	3 総合的な評価
	4 課題と今後の取組方針

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○有識者（参与）の意見を聴取          （意見）公共料金については、情報開示させて、透明性を確保していく必要がある。          ⇒（対応方針）「消費者基本計画 平成22年3月30日閣議決定（平成24年7月20日一部改正）」では、公共料金等の決定過程の透明性等を保つ観点から、所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてのフォローアップを検討し、取り組むこととしている。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	消費生活情報課	作成責任者名	物価担当 丸茂 大助	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	---------	--------	------------	----------	---------

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (8))

施策名	地方消費者行政の推進					
施策の概要	<p>平成23年度末までの「集中育成・強化期間」における、地方消費者行政の課題及び消費者庁としての取組・地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を、着実に推進していく。</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。更に、全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>					
達成すべき目標	地方自治体と連携しながら、地方消費者行政の充実・強化を支援することにより、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況(千円)					
	当初予算(a)	188,432	286,453	240,634	1,068,337	4,222,790
	補正予算(b)	0	0	108,528	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	108,528	
合計(a+b+c)	188,432	286,453	349,162	1,176,865		
執行額(千円)	97,193	117,447	136,922			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号1, 109, 111, 121, 122, 123, 124, 126, 129, 136			
	消費者行政推進基本計画(閣議決定)	平成20年6月27日	・地方の消費生活センター及び国民生活センターを高年齢者を含めすべての消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。			

消費者基本計画該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)					
	消費者基本計画 施策番号1番	全国の消費生活センターからの意見の汲みあげ	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
			21年度*	22年度	23年度	
全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。さらに、国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。	年度ごとの目標(値)	-	・約400箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施。 ・消費生活センターの職員に対し、ヒアリングを実施。	「PIO-NET刷新に関する検討会」を開催し、消費生活相談員等関係者からのヒアリングやアンケート調査を実施。	関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みとすべく、さらなるシステムの刷新について検討していく。また、行政機関等からの要望を踏まえ、PIO-NETを追加配備する。	
		-	PIO-NETを刷新し、初期稼働時における全国の消費生活センター等の意見を踏まえて改修を実施。	検討会を立ち上げ、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員など関係者からヒアリングを行う。		

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (8) )

消費者基本計画 施策番号109番  消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	消費者ホットラインの運営（利用件数）	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
		利用件数			
		63,513件 (22年1月から開始)	232,475件	236,082件	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。
	年度ごとの目標（値）	消費者にとっての相談機会の充実を図る。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施する。	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。	
消費者基本計画 施策番号109番  消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
		-	-	被災地における相談窓口に、24年3月末までに岩手県、宮城県、福島県、茨城県の15自治体（45カ所の相談窓口）と法テラス出張所4箇所を派遣し、専門家のべ2,356名を派遣。	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。
年度ごとの目標（値）	-	-	地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に関与の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、税理士等）を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。		
消費者基本計画 施策番号111番  多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援を行います。	「地方消費者行政活性化基金」を通じた専門家の活用	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
		地方公共団体主催の会議出席など、機会を捉えて各地域での取組について周知を行った。	地方公共団体主催の会議出席など、機会を捉えて各地域での取組について周知を行った。	地方公共団体主催の会議出席など、機会を捉えて各地域での取組について周知を行った。	「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」などの活用例の紹介を通じ、地方公共団体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。
	年度ごとの目標（値）	-	引き続き、「地方消費者行政活性化基金」を通じ、専門家の活用などによる相談窓口の高度化等について支援を行う。	「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」などの活用例の紹介を通じ、地方公共団体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。	
	消費生活相談員等を対象とした国民生活センターでの研修の実施	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
21年度*		22年度	23年度		
	研修回数				
	9回	17回	8回	さらなる研修の充実をはかる。	
年度ごとの目標（値）	-	消費生活相談員等を対象とする研修などを通じた支援を行う。	さらなる研修の充実をはかる。		

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (8) )

<p>消費者基本計画 施策番号121番</p> <p>「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費者相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効率的な活用策についても具体的な検討を行います。</p>	<p>消費者庁職員による「現場」との意見交換</p>	<p>施策の進捗状況（実績）</p> <table border="1"> <tr> <th>21年度*</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>目標（値）</th> </tr> <tr> <td colspan="3">意見交換の回数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>84回</td> <td>163回</td> <td>189回</td> <td>全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。</td> </tr> </table>			21年度*	22年度	23年度	目標（値）	意見交換の回数				84回	163回	189回	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。				
	21年度*	22年度	23年度	目標（値）																
	意見交換の回数																			
	84回	163回	189回	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。																
	<p>年度ごとの目標（値）</p>	<p>地方で消費者行政に携わる現場担当職員等との意見交換回数：60回</p>	<p>「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に実施する。</p>	<p>全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。</p>	<p>全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。</p>															
	<p>地方消費者行政活性化基金の見直し</p>	-	<p>・取崩し期限を1年延長し、既存の消費生活相談員への報酬引き上げへの活用を可能とした。 ・説明会の開催などを通じた周知の徹底（8月以降）。</p>	<p>・運営要領の弾力化を行い、震災対応の緊急事業への活用を可能にした。 ・被災4県（岩手、宮城、福島、茨城）については「2分の1基準」の緩和と取り崩し期限の延長（最大25年度末まで）を行った。</p>	<p>さらに「地方消費者行政活性化基金」の活用を働きかける。</p>															
	<p>年度ごとの目標（値）</p>	-	<p>地方消費者行政活性化基金の一層効率的な活用策についても具体的な検討を行う。</p>	<p>さらに「地方消費者行政活性化基金」の活用を働きかける。</p>																
	<p>執行専門研修の開催</p>	-	<p>特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修の開催（6月、約100名参加）。結果、都道府県における執行力の強化を図ることができた。</p>	<p>特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修を開催（9月、約90名参加）し、都道府県における執行力の強化を図った。</p>	<p>さらなる研修内容の充実をはかる。</p>															
	<p>年度ごとの目標（値）</p>	-	<p>研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上</p>	<p>さらなる研修内容の充実をはかる。</p>																
	<p>「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況</p>	<p>施策の進捗状況（実績）</p> <table border="1"> <tr> <th>21年度*</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>目標（値）</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">23年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>・被災地における相談窓口に、24年3月末までに岩手県、宮城県、福島県、茨城県の15自治体（45カ所の相談窓口）と法テラス出張所4箇所専門家のべ2,356名を派遣。 ・23年11月より、（独）国民生活センターと共同で自治体に放射性物質検査機器を貸与。 ・地方消費者行政活性化基金について、震災・原発事故を受けた緊急対応のため、被災4県について、平成24年度予算において3.64億円上積み。</p> </td> <td></td> </tr> </table>			21年度*	22年度	23年度	目標（値）	-	-	-		23年度				<p>・被災地における相談窓口に、24年3月末までに岩手県、宮城県、福島県、茨城県の15自治体（45カ所の相談窓口）と法テラス出張所4箇所専門家のべ2,356名を派遣。 ・23年11月より、（独）国民生活センターと共同で自治体に放射性物質検査機器を貸与。 ・地方消費者行政活性化基金について、震災・原発事故を受けた緊急対応のため、被災4県について、平成24年度予算において3.64億円上積み。</p>			
21年度*	22年度	23年度	目標（値）																	
-	-	-																		
23年度																				
<p>・被災地における相談窓口に、24年3月末までに岩手県、宮城県、福島県、茨城県の15自治体（45カ所の相談窓口）と法テラス出張所4箇所専門家のべ2,356名を派遣。 ・23年11月より、（独）国民生活センターと共同で自治体に放射性物質検査機器を貸与。 ・地方消費者行政活性化基金について、震災・原発事故を受けた緊急対応のため、被災4県について、平成24年度予算において3.64億円上積み。</p>																				
<p>年度ごとの目標（値）</p>	<p>23年度</p> <p>・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に関分野の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、税理士等）を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。 ・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、（独）国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与を実施する。 ・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応（復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等）により、被災4県では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、平成24年度予算において増額要求する。</p>																			

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (8) )

測定指標	消費者基本計画 施策番号122番	施策の進捗状況（実績）			目標（値）	
		21年度*	22年度	23年度		
	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行います。	地方消費者行政の充実・強化策の検討	-	消費者庁制度ワーキング・グループにて「地方消費者行政の充実・強化に向けた課題」を取りまとめ（1月）、大臣を本部長とする「地方消費者行政推進本部」へと報告し、「集中育成・強化期間」後の支援の在り方などについての課題を整理した。	「P I O - N E T刷新に関する検討会」を立ち上げ、相談員の入力負担の軽減、情報分析機能の向上など抜本的な刷新にむけて検討。 ・「消費生活相談員の法的位置付けの明確化に関する検討会」を立ち上げ、検討。 ・都道府県の法執行担当者を対象とした研修を実施。 ・地方消費者行政活性化基金について、震災・原発事故を受けた緊急対応のため、被災4県について、平成24年度予算において3.64億円上積み。	別紙のとおり
年度ごとの目標（値）	-	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、検討を行う。	別紙のとおり			
	消費者基本計画 施策番号123番	消費者ホットラインの運営（利用件数）	21年度* 63,513件 (22年1月から開始)	22年度 232,475件	23年度 236,082件	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。
	「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。	消費者ホットラインの運営（利用件数）	-	消費生活センターや相談窓口の周知徹底を行う。	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。	
	消費者基本計画 施策番号124番	消費者ホットライン接続自治体の拡大	21年度* 81自治体	22年度 28自治体 (23年1月27日現在)	23年度 51自治体	直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やす。
	都道府県における法執行強化（景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等）を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。	消費者行政ブロック会議の開催	-	6回	6回	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。
	都道府県における法執行強化（景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等）を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。	消費者行政ブロック会議の開催	-	都道府県における法執行強化のため、都道府県に対し、支援を行う。	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	
	消費者基本計画 施策番号124番	執行専門研修の開催	21年度* -	22年度 特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修の開催（6月、約100名参加）。結果、都道府県における執行力の強化を図ることができた。	23年度 特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修を開催（9月、約90名参加）し、都道府県における執行力の強化を図った。	更なる研修内容の充実を図る。
	都道府県における法執行強化（景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等）を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。	執行専門研修の開催	-	都道府県における法執行強化のため、都道府県に対し、支援を行う。	更なる研修内容の充実を図る。	
	年度ごとの目標（値）	-	都道府県における法執行強化のため、都道府県に対し、支援を行う。	更なる研修内容の充実を図る。		

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (8) )

消費者基本計画 施策番号126番	消費者庁職員による「現場」との意見交換	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
	意見交換の回数				
	84回	163回	189回	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。	
年度ごとの目標（値）	-	月10回程度は地方公共団体担当者などの現場の関係者との意見交換を行い、「顔の見える関係」を構築する。	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。		
政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。	「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
	-			<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者行政ブロック会議を全国6ブロックで開催。</li> <li>「地方消費者行政活性化基金」の上積みについて全国説明会を実施したほか、5県で地方説明会を実施。</li> <li>放射性物質検査機器の貸与開始にあたり、自治体の希望に応じ、4県で説明会を実施したほか、機器の操作に関する研修会を12回開催した。</li> </ul>	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。
	年度ごとの目標（値）	-	-	消費者行政ブロック会議等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。	
消費者基本計画 施策番号129番	消費者団体が実施するシンポジウム等への出席	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
	参加回数				
	-	33回	49回	積極的に出席し、意見交換等を行う。	
年度ごとの目標（値）	-	消費者団体との継続的な意見交換の実施、消費者団体が実施するシンポジウム等への出席を通じて消費者団体の要望・意見を聴取する。	積極的に出席し、意見交換等を行う。		
消費者基本計画 施策番号129番	地方消費者グループ・フォーラムの開催	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
	開催回数				
	-	8回	8回	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	
年度ごとの目標（値）	-	消費者団体への情報提供や、効率的な情報交換の在り方の検討を行い、可能なものから逐次実施する。	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。		
「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
	-			<ul style="list-style-type: none"> <li>地方消費者グループ・フォーラムのほか、消費者団体等との意見交換会を6回開催。</li> <li>「食べて応援しよう！」消費者フォーラムを川崎市で開催。</li> </ul>	ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。
	年度ごとの目標（値）	-	-	地方消費者グループフォーラム等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。 意見交換・情報共有の場として、「食べて応援しよう！」消費者フォーラムを開催する。	



平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (8))

		施策の進捗状況(実績)			目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	
消費者基本計画 施策番号136番  労働相談など他の相談 機関においても、消費 生活に関するトラブル について、消費生活相 談窓口を案内できるよ うな取組を進めます。	他の行政機関との 連携	-	消費者庁から厚生労 働省に対し、同省に おける、労働者等か らの相談を受ける窓 口(都道府県労働 局)において、管轄 地域における消費生 活センター等の連絡 先や相談体制の周知 及び身近な消費生活 相談窓口や国民生活 センターを案内して いる「消費者ホット ライン」の周知を文 書で依頼。	「消費者ホットライ ン」の周知用チラシ を、都道府県労働 局、経済産業局や日 本司法支援センター の支部等、関係省庁 の出先機関を含む各 種相談窓口1,621箇 所に合計128,790部 を配布し、周知を依 頼。	引き続き、消費生 活に関するトラブ ルについて、消費 生活相談窓口を案 内できるような取 組を進める。
	年度ごとの目標 (値)	-	関係機関に対し、労 働相談窓口などへの 消費生活相談窓口の 周知を依頼。	引き続き、消費生活 に関するトラブルに ついて、消費生活相 談窓口を案内できる ような取組を進め る。	

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

施策に関する 評価結果	<p>1 目標の達成状況の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者ホットライン」の周知用チラシを、都道府県労働局、経済産業局や日本司法支援センターの支部等、関係省庁の出先機関を含む各種相談窓口に配布するなど、地方において消費生活相談窓口を受け付ける体制の整備に努めた。</li> <li>・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、「運営要領の弾力化」を行い①震災対応の緊急事業への活用可能とするとともに、被災4県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）については、②いわゆる「2分の1基準」の緩和、③取り崩し期限の延長（最大平成25年度末まで）といった柔軟な運用が可能とした。さらに、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）により、被災4県では基金に不足が見込まれるため、平成24年度予算において3.64億円の上積みを行ったほか、食の安全・安心のための取組と地域の全体の消費者問題への対応力向上のため、同じく平成24年度予算において5億円の上積みを行った。</li> <li>・消費者庁幹部や経済産業局などの国の機関と都道府県・政令指定都市の担当部局長との意見交換や情報交換の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を全国6ブロックで開催し、法執行の強化の支援や連携などに努めるとともに、地域で消費者問題に携わる者の「交流の場」として、平成23年度も全国8ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催した。また、自治体と意見交換を行うのみならず、消費者団体等が実施するシンポジウム等にも出席し、消費者団体等とも積極的に交流を図った。</li> <li>・東日本大震災への対応として、地元のニーズを踏まえつつ被災地における各相談窓口に各分野の専門家を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行うほか、消費者の安全・安心をよりいっそう確保するため、平成23年11月より国民生活センターと共同で自治体に検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制を整備する等、被害を受けた自治体のバックアップに取り組んだ。</li> </ul>
	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性 消費者の安心・安全を確保するためには、消費生活の現場である地方公共団体における消費者行政の充実・強化が不可欠である。</p> <p>(2) 有効性 以下の点から、当該施策が得ようとしている政策効果を得ることができているといえる。 ・相談窓口（センター含む）が平成22年4月1日時点では1490自治体で設置されていたが、平成23年4月1日時点では1585自治体に設置され、相談窓口の設置自治体数が増加した。 ・消費生活相談員が、平成22年4月1日時点では3146名であったが、平成23年4月1日時点では3319名となり、1年で173名増加した。 ・自治体の消費者行政予算について、平成22年度から23年度にかけて、「地方消費者行政活性化基金」のみならず自主財源も増加している。（22年度：約125億円⇒23年度：約143億円）</p> <p>(3) 関係課室間の連携 執行担当者研修等において、消費者政策課、消費者安全課、取引対策課、表示対策課、食品表示課等の関係課との連携を図った。</p>
	<p>3 総合的な評価</p> <p>平成22年度に引き続き、平成23年度においても「地方消費者行政活性化基金」を活用した消費生活センターの設置や相談員の配置・増員や、地方公共団体の関係部署の連携や消費者団体等地域で消費者問題に携わる多様な主体の連携などの動きが見られ、全体として地方消費者行政の充実・強化の取組が前進しつつある。また、東日本大震災への対応についても、被災した自治体のバックアップを着実にこなしている。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の推進及び地方公共団体首長への働きかけを行っていくとともに、地域の消費者問題に携わる団体・グループが広く集い、交流を図る場を設け、その活動の活性化を促していく。</li> <li>・「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について「地方自治体への期待」と「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組むとともに、「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政に積極的に取り組む自治体を引き続き支援し、自治体での取組を下支えできるよう、必要な財源確保にむけて最大限の努力をしていく。</li> <li>・東日本大震災で被災した自治体へのバックアップについて、地元ニーズを踏まえつつ、引き続き取り組んでいく。</li> <li>・消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図る。</li> <li>・消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議結果なども参考とし、一般的に検討を行う。</li> <li>・P I O - N E Tの刷新について、相談現場等において「記録する道具」から「消費生活相談を受けながら相談処理に役立つ道具」へ転換するため、相談員の入力・登録負担の軽減や検索機能の向上等の検討を進める。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○有識者（参与）の意見を聴取 （意見）相談件数が100万件もくればその中に新手の消費者被害があるはず。そこを迅速に検索していくべきではないか。 ⇒（対応方針）P I O - N E Tについて、相談現場等において「記録する道具」から「消費生活相談を受けながら相談処理に役立つ道具」へ転換するため、早期登録を実現するための業務改善や検索機能の向上等の検討を進める。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局長	地方協力課	作成責任者名	総括担当 中瀬 大樹 角 陽子	政策評価実施時期	平成24年 8月
-------	-------	--------	--------------------	----------	----------

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (9))

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進						
施策の概要	消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的に件数、事故概要等を公表している。事故情報データベースは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備し、平成22年4月から国民の方にはインターネットから同データベースの事故情報を自由に閲覧・検索することができるようにしている。食品と放射性物質に関しては、消費者の目線に立ち、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しつつ、消費者へのわかりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努めている。また、リスクコミュニケーションについては、これまで消費者の日常生活における身近な問題をテーマとして行ってきており、引き続き推進していくこととしている。「医療機関ネットワーク」は、消費者の生命または身体に生ずる被害に関する事故等の概要等の詳細情報を医療機関から収集し、同種事故等の再発防止に活かしていくことを目的としており、平成22年12月に事業を開始している。						
達成すべき目標	生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信することにより、消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止する。 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを一層促進することにより、消費者が正確に理解をし、自ら判断して、消費活動を行うことに資する。						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	434,900	461,200	417,838	291,600	251,394
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	434,900	461,200	417,838	291,600	
執行額(千円)	31,100	160,400	166,000				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分(抜粋)				
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号2, 3, 4, 7, 12, 13-2, 13-2-2, 20, 21, 38				
	消費者行政推進基本計画(閣議決定)	平成20年6月27日	消費者庁は、消費生活センターからの情報、国民生活センターのPIO-NETや事故情報データベースを通じた情報、さらには関係機関(保健所、警察、消防、病院等を含む)からの情報等を一元的に集約・分析する。また、関係機関等の商品テスト機能を活用し、原因究明を行う。同時に、消費者庁は事故情報に関する事業者からの報告を受け、調査の上、迅速、的確にそれを公表する。(8頁4(2)参照)				

消費者基本計画該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)					
	消費者基本計画 施策番号2番  関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。	事故情報データベースのアクセス件数	実績値			目標(値)
			21年度*	22年度	23年度	
			アクセス件数			
		0件	168,614件	109,205件	引き続き、掲載する情報や機能の充実を図る。	
年度ごとの目標(値)	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。			
消費者基本計画 施策番号3番  消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。	消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。	施策の進捗状況(実績)			目標(値)	
		21年度*	22年度	23年度		
		—	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、原子力災害特別措置法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部の下で、関係省庁一丸となって対応した。消費者庁も政府の一員として、消費者への分かりやすい情報発信等に努めた。	—		引き続き、関係省庁との密接な連絡等を行う。
年度ごとの目標(値)	緊急時には適切な対応を行う。	緊急時には適切な対応を行う。	消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。			

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (9) )

		施策の進捗状況(実績)			目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	
消費者基本計画 施策番号4番	事故情報の報告・公表制度の拡充への取り組み	事故情報データバンクへの連携機関の拡大など適時に改善を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者安全法、消費生活用製品安全法、隣接制度等による事故情報収集状況の検証・海外制度調査等を実施。</li> <li>事故情報が消費者庁へ幅広く迅速に収集されるように、総務省消防庁及び警察庁へ協力を要請(2月)</li> <li>消費者安全法及び消費生活用製品安全法に基づき収集された事故情報についての公表方法を改善(製品起因であるかを特定できなくても事業者名公表を積極的に実施等)(9月以降)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年11月に「入手情報点検チーム」を設置し、当該チームに情報を集約し、情報の見落とし、未対応、対応遅れを防止する体制を整備。寄せられた情報については、法令以外のものを含めて確認しており、これを通じて事故情報の収集状況を日々検証。</li> <li>「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」(平成23年7月22日、消費者委員会)に基づき、重大事故等の範囲の拡大を踏まえ、事故情報の収集・分析・活用について検討を行い、報告(平成24年2月23日)を行った。</li> </ul>	引き続き、消費者安全法等に基づく事故情報の収集及び当該事故情報の公表の仕組みについて見直しを行う。
	年度ごとの目標(値)	—	事故情報収集状況の検証・海外制度調査等の実施。また、情報収集・公表の改善を継続的に実施。	消費者安全法等に基づく事故情報の収集及び当該事故情報の公表の仕組みについて見直しを行う。	
消費者基本計画 施策番号7番	リコール情報の周知に関する調査・分析	—	国内外におけるリコール情報等の収集・公表等に関する状況及びリコールに基づく回収率向上等の手法について、調査・分析。	消費者に分かりやすく効果的にリコール情報を周知する「リコール情報一元化システム」を構築した(平成24年4月から運用開始)。	リコール情報の収集件数、アクセス件数、メール配信サービス登録数などの運用実績、利用実績をもとにサイトの一層の普及周知を図り、さらに消費者により活用されるシステムを目指すための検討を行う。
	年度ごとの目標(値)	—	リコール情報の周知方策等の検討。	リコール情報一元化サイト(平成23年度中構築予定)を管理・運営し、リコール情報の周知の適切に行う。	
消費者基本計画 施策番号12番	医療機関ネットワーク事業の追跡調査実施件数 ※年間40件程度を維持	—	8件	42件	
	測定指標	年度ごとの目標(値)	—	医療機関との情報を収集する仕組みの検討及び医療機関ネットワークの運用開始。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。</li> <li>医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</li> <li>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</li> </ul>

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (9))

消費者基本計画 施策番号13-2番	21年度*	施策の進捗状況(実績)		23年度	目標(値)
		22年度	23年度		
<p>消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。</p>	法案提出中のため 指標設定不可	—	—	「消費者安全法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第180回国会(常会)に提出した。	体制整備の後、同調査体制の下で消費者事故等の調査を行う。
	年度ごとの目標 (値)	—	—	—	
消費者基本計画 施策番号13-2-2番	21年度*	施策の進捗状況(実績)		23年度	目標(値)
<p>「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。</p>	法案提出中のため 指標設定不可	—	—	「消費者安全法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第180回国会(常会)に提出した。	体制整備の後、同調査体制の下で消費者事故等の調査を行う。
	年度ごとの目標 (値)	—	—	—	
消費者基本計画 施策番号20番	21年度*	施策の進捗状況(実績)		23年度	目標(値)
<p>消費者基本計画 施策番号20番</p> <p>食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。</p>	現行規定決定以後の取組みの反映、消費者庁設置以降の食品安全推進体制の見直し、緊急時対応の体制整備等を内容とする基本的事項の改定を着実に実施	—	関係府省庁が連携、協力して「基本的事項」改定のための議論をする場を作った。	基本的事項改定案策定に当たり、必用となる調整を関係府省庁との間で行った。	<p>食品安全委員会及び消費者委員会の意見を踏まえ、基本的事項の変更案を作成し、閣議決定及び公表を目指す。</p>
	年度ごとの目標 (値)	—	所要の体制の整備、「基本的事項」の改定の検討。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に「基本的事項」閣議決定について閣議決定すべく、関係府省庁との調整を含めた必要な準備を行う。</li> <li>食品安全基本法に基づき、食品安全委員会及び消費者委員会双方に基本的事項の改定案骨子について意見を求める。</li> </ul>	
消費者基本計画 施策番号21番	21年度*	施策の進捗状況(実績)		23年度	目標(値)
<p>消費者基本計画 施策番号21番</p> <p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>	「食品と放射能」の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施	—	—	45回	<p>引き続き、食品と放射性物質に関し、消費者の目線に立ち、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しつつ、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努める。</p>
	年度ごとの目標 (値)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁が主催するシンポジウム形式、</li> <li>地方自治体、消費者団体等と消費者庁の共催、</li> <li>地方自治体・消費者団体等が開催する講演会等への講師紹介・派遣等の各リスクコミュニケーション等に取り組む。</li> </ul>	

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (9))

		施策の進捗状況(実績)			目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	
消費者基本計画 施策番号38番	・判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報の収集・公表 ・裁判外紛争解決事例の収集・公表 件数	判例の収集・公表件数			引き続き、消費者庁と国民生活センター、各PLセンターが連携し、判例及び裁判外紛争解決事例を収集し、公表していく。
		—	4件	10件	
	事例の収集・公表件数				
	—	3件	8件		
	製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。	年度ごとの目標(値)	—	判例等の整理・公表。	

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析	今年度、事故情報データベースへのアクセス件数は堅調に推移した。収集する事故情報の範囲等の拡大については、「入手情報点検チーム」の設置等により目標を達成できた。生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制の整備については、「消費者安全法の一部を改正する法律案」を第180回国会に提出した。食品と放射能の問題について、計45回のリスクコミュニケーション等を実施し、目標を達成した。判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報及び裁判外紛争解決事例については一定の収集・公表を行った。
	2 各観点からの検討	<p>(1) 必要性 当該施策のいずれの事業についても、消費者庁の役割の一つである消費者事故等の一元的集約及び公表に係るものであり、関係行政機関や地方公共団体、あるいは事業者の協力は必要であるが、消費者行政の司令塔としての消費者庁が行う必要のあるもの。</p> <p>(2) 効率性 当該施策のうち、事故情報データベース及び医療機関ネットワークの両事業については、国民生活センターとの共同事業であり、消費者庁は主に企画・調整の役割を担っており、消費者庁単独での支出は限られている。リスクコミュニケーションに係る事業については、一部の業務を請負契約により運営しているが、契約に当たり、いずれも各事業者の適正を考慮した上で一般競争入札による価格競争を前提としているため、より少ないコストでの事業運営を目指した。</p> <p>(3) 有効性 食品と放射性物質に関し、消費者の目線に立ち、「食品と放射能」の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施することについて、地方自治体、消費者団体等と連携して45回の開催を行うことができ、食品と放射性物質について多くの消費者に対し周知できたと考えている。その他の事業についても当初の目標値を達成しており、一定の有効性があったと考えら得る。</p>
	3 総合的な評価	消費者基本計画に基づきつつも、事業の実用性、有効性等を考慮しつつ不断の見直しを行い、適切に事業が進められてきている。
	4 課題と今後の取組方針	平成21・22年度同様、事業を確実に進捗するとともに、方法等について適時の見直しを行っていききたい。医療機関ネットワークによる事故情報の追跡調査については、現在の事業としては廃止し、国民生活センターの事業と併せて事業の在り方を検討することとしている。リスクコミュニケーション等の各事業については必要な措置を行えるよう予算要求していく。食品と放射能に関するリスクコミュニケーションについては、地方自治体、消費者団体と連携した意見交換会の全国的展開に加え、新たに、子育て世代の参加しやすい形式での開催等に取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○有識者(参与)の意見を聴取 (意見)子どもの事故がよく分かるのは医者である。日本の場合は医者との連携がはかられていないので是非取組んでほしい。 ⇒(対応方針)既に事業として実施している医療機関ネットワークの仕組みを通じた連携はもちろんのこと、これら医療関係者と一層の情報交換や知見の活用を図り、子どもの事故に関する情報を収集し、再発防止に取り組んで行く。 (意見)リスクコミュニケーションの推進にあたっては、「食品と放射能」だけでなく、身近な課題にも重点を置いて進めるべきではないか。放射能問題に関して中央省庁で初めて意見交換会を実施した消費者庁として、「リスクコミュニケーションのあり方」について、緊急時や平常時、また効率性・実効性・双方向性の観点からあり方を検討すべき時期ではないか。 ⇒(対応方針)食品と放射能に係るテーマ以外のリスクコミュニケーションについても、これまで同様取り扱っていく予定。また、新たに、栄養士、保健師、消費生活相談員、地方自治体の衛星関係者を対象に、各地域でのリスクコミュニケーションの推進者を養成するための研修会を開催し、リスクコミュニケーションの効果を高めていきたい。加えて、従来行ってきた各省庁連携シンポジウムに加え、特に子育て世代の参加が容易となるような形式でのリスクコミュニケーションの実施も予定している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	消費者安全課	作成責任者名	総括担当 吉田 大介	政策評価実施時期	平成24年 8月
-------	--------	--------	------------	----------	----------

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (10) )

施策名	消費者取引対策の推進						
施策の概要	<p>①特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）の厳正な執行 消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）などを厳正に行う。また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。</p> <p>②都道府県の法執行の強化 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」（平成22年2月 消費者庁）に基づき、地方公共団体からの行政実務研修員の積極的な受入れ・都道府県の執行担当者を対象とした研修の充実などによる人材育成や、法解釈などの情報の「ネットワーク」の強化といった国と都道府県の連携強化に必要な支援・協力を行う。</p> <p>③割賦販売法、貸金業法、宅建業法、旅行業法（以下「4業法」という。）により主務大臣が行う行政処分への対応 4業法に基づき主務大臣が行政処分を行う際の協議などに的確に対応する。</p> <p>④特定電子メール法の厳正な執行 特定電子メール法に基づく規制・制度を運用する。</p>						
達成すべき目標	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行うこと等により、消費者保護を十分に確保する。 国とともに特定商取引法の執行を担う都道府県について、より一層の体制強化を図る。 4業法により主務大臣が行う行政処分について、協議、意見陳述等を通じ、消費者保護を十分に確保する。 このほか、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。</p>						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	400,945	358,381	352,633	277,721	241,033
		補正予算 (b)	-93,177	-14,266	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	307,768	344,115	352,633	277,721	
執行額 (千円)	172,472	264,118	235,111				
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	名称	年月日	関係部分（抜粋）				
	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号 41, 41-2, 44, 44-2, 53, 154				

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）					
	消費者基本計画 施策番号41番  高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	特定商取引法の厳正な執行	実績値			目標（値）	
			21年度*	22年度	23年度	引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。	
			処分件数				
		48件	53件	43件			
		年度ごとの目標（値）	-	-	-		
	消費者基本計画 施策番号41-2番  通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。	電子商取引モニタリング等事業	実績値			目標（値）	
			21年度*	22年度	23年度	引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）や金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促すことにより、消費者保護を十分に確保する。	
			迷惑メール調査件数				
			193,565件	240,217件	259,596件		
			インターネット通信販売調査件数				
			13,565件	10,402件	10,369件		
		ISP通報件数					
	20,848件	37,686件	61,548件				
	金融庁への情報提供件数						
35件	21件	22件					
年度ごとの目標（値）	-	-	-				
特定商取引法の厳正な執行	実績値			目標（値）			
	21年度*	22年度	23年度	引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。			
	処分件数						
48件	53件	43件					
年度ごとの目標（値）	-	-	-				

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (10) )

		施策の進捗状況（実績）		目標（値）
<p>消費者基本計画 施策番号44番</p> <p>マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得ます。</p>	<p>省令・通達改正で可能な措置の検討</p>	21年度*	—	<p>— (平成23年度に実施済み。)</p>
		22年度	—	
		23年度	—	
		<p>宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）を平成23年8月31日付けで改正（平成23年10月1日施行）し、宅地建物取引業者等の勧誘行為について禁止行為を明確化した。また、契約締結後の消費者保護規定に係る部分については、規制仕分けの指摘を踏まえ、</p> <p>① 規制仕分けの際に事例を指摘した参考人所属団体への直接の確認</p> <p>② PIO-NETの事例を調査を行った結果、宅地建物取引におけるキャッチセールスに係る事例を確認することができなかったため、現時点において、法的措置は必要ないものと判断した。</p>		
		<p>年度ごとの目標 (23年度)</p>	<p>省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討し、結論を得て、措置を講じる。 法的措置については平成23年度中に検討し結論を得る。</p>	
<p>消費者基本計画 施策番号44-2番</p> <p>①貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ②その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。</p>	<p>②「貴金属等の訪問買取に関する研究会」における検討</p>	21年度*	—	<p>法案の成立後は厳正な執行に努め、消費者保護を十分に確保する。</p>
		22年度	—	
		23年度	—	
		<p>・学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成される「貴金属等の訪問買取に関する研究会」を平成23年7月から計6回開催し、貴金属等の訪問買取に関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制のあり方について検討を行った。</p> <p>・上記研究会での検討結果として、特定商取引法の改正によって、勧誘方法の適正化等についての法的措置を講じることとする内容の「貴金属の訪問買取に関する研究会中間取りまとめ」を平成23年12月9日に公表。</p> <p>・上記中間取りまとめを踏まえ、平成24年3月2日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p>		
		<p>年度ごとの目標 (23年度)</p>	<p>平成23年度中に検討し結論を得る。</p>	



平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (10) )

消費者基本計画 施策番号53番	(法案審議中のため 指標設定不可)	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	
<p>賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。</p>	年度ごとの目標(値)	-	-	-	-
	<p>「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」において、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討を実施(3月中に提言(案)を取りまとめる予定だったが、東日本大震災のため、WGの開催を延期)。</p>	-	-	-	-
<p>消費者基本計画 施策番号154番</p> <p>①「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。</p> <p>②「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。</p>	特定電子メール法の施行状況の検討	-	「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」(平成22年9月以降開催)における提言の検討の結果を踏まえ、平成23年度中に、所要の措置を講じる。	-	(平成23年度に実施済み。)
	年度ごとの目標(値)	-	総務省と連携し、特定電子メール法の施行状況について検討し、必要な措置を講ずる。	-	-
特定電子メール法 行政処分	施策の進捗状況(実績)			目標(値)	
	21年度*	22年度	23年度	引き続き、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。	
6件	7件	10件			
年度ごとの目標(値)	-	-	-	-	

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (10) )

施策に関する 評価結果	<p>1 目標の達成状況の分析</p> <p>①特定商取引法の厳正な執行                  特定商取引法違反事案が巧妙化・複雑化している中で、経済産業局との密な連携の下で限られた人的リソースなどを効率的に活用し、平成23年度は、43件の行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大の防止などが図られた。また、ISPや金融庁への通報も着実にやっている。</p> <p>②都道府県の法執行の強化                  ・執行実務に必要な基礎知識の習得を目的とした執行初任者研修を6月に実施した(約90名が参加)。                  ・執行に必要な実務スキルの向上を目指した「執行専門研修」を9月に実施した(約60名が参加)。                  ・全国6ブロックで開催された「地方消費者行政ブロック会議」において、経済産業局も交え、各都道府県部局長と法執行の強化について意見交換を実施した。                  これらにより、都道府県において法執行強化の重要性について理解が進み、取組が進むことが期待される。</p> <p>③4業法により主務大臣が行う行政処分への対応                  平成23年度に行われた主務大臣による行政処分(5件)について協議を行い、消費者保護の観点を反映した。</p> <p>④特定電子メール法の厳正な執行                  特定電子メール法に基づき、総務省との連携の下、平成23年度は10件の行政処分を行い、消費者保護の確保が図られた。</p>
	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性                  訪問販売など消費者トラブルの多い特定の取引については、特定商取引法において、事業者の行為に対する一定の規制やトラブルが生じた場合の民事ルール(クーリング・オフなど)が定められている。これらの特定の取引における消費者利益の保護を図るためには、消費者トラブルの実態を踏まえ、悪質事業者に対して特定商取引法に基づく行政処分などを厳正に行うことが必要。                  特定電子メール法について、いわゆる「迷惑メール」の送信等による電子メールの送受信上の支障を防止し、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図ることは、消費者利益を確保する観点から必要。</p> <p>(2) 効率性                  特定商取引法又は特定電子メール法の執行については、消費者庁と経済産業局又は総務省との密な連携の下で限られた人的リソースなどを効率的に活用して法執行を実施。また、特定商取引法の執行に係る電子商取引モニタリング事業については、競争性を確保するため、入札資格を緩和し、消費生活アドバイザー等の資格を持っている人員の割合の引下げや総務省の迷惑メール対策事業(特定電子メール法に基づく)との関係の整理を検討する。</p> <p>(3) 有効性                  特定商取引法違反事案が巧妙化・複雑化している中、平成23年度は43件の行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大の防止などが図られた。                  特定電子メール法について、平成23年度は10件の行政処分を行い、電子メールの利用に係る良好な環境の整備に資する法執行が行われ、消費者の利益が確保された。</p>
	<p>3 総合的な評価</p> <p>特定商取引法の厳正な執行等、消費者取引対策を着実に推進し、消費者保護が十分に確保された。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針</p> <p>引き続き、特定商取引法の厳正な執行を行う。                  都道府県における法執行が強化されるよう各種施策を充実するとともに、都道府県との連携に努める。                  4業法について、引き続き適切に対応していく。                  特定電子メール法について、引き続き厳正な執行を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○有識者(参与)の意見を聴取                  (意見)調査はある自治体が行い、処分は別の自治体が行うということは可能か。執行上すき間事案に対応するという意味ではそういった体制も必要ではないか。再犯者のあぶり出しにもなる。摘発の実効性についてももっと真摯に検討していただきたい。                  ⇒(対応方針)特定商取引法の附則第8条において、平成20年の改正から5年後に見直しを行うこととされており、そこで取り扱うかどうかも含め、今後考えていく。                  (意見)共同行為者についても検討の余地があるのではないか。                  ⇒(対応方針)特定商取引法の附則第8条において、平成20年の改正から5年後に見直しを行うこととされており、そこで取り扱うかどうかも含め、今後考えていく。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	取引対策課	作成責任者名	総括担当 島津 千明	政策評価実施時期	平成24年 8月
-------	-------	--------	------------	----------	----------

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (11) )

施策名	消費者表示対策の推進						
施策の概要	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。</li> <li>2. 住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の普及・啓発を図る。</li> <li>3. 家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。</li> </ol>						
達成すべき目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景品表示法違反行為を行う事業者に対し行政処分を行うなど法を適切に運用することや、同法を遵守するよう普及・啓発を行うこと、また、公正競争規約の活用が行われるよう運用団体を支援することなどにより、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する行為を排除し、消費者の利益を保護する。</li> <li>2. 住宅性能表示制度を普及・啓発することで、消費者における同制度の認知度を高めるとともに同制度の利用を促し、住宅の購入や立て替えを行う際の消費者の利益を保護する。</li> <li>3. 家庭用品の品質表示について、事業者に対し表示の改善を指示するなど法を適切に運用することや、規程等を社会のニーズに応じて改正することにより、消費者の身近にある家庭用品の品質表示を適正化し、家庭用品を購入・利用する消費者の利益を保護する。</li> </ol>						
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	81,120	75,469	126,810	105,863	96,496
		補正予算 (b)	-895	0	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	80,225	75,469	126,810	105,863	
執行額 (千円)	37,090	52,142	73,112				
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	名称	年月日	関係部分（抜粋）				
	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号80, 81, 82, 103, 131				

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）				
	消費者基本計画 施策番号80番  景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。	景品表示法の厳正な執行	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
			21年度*	22年度	23年度	
			処分数			
			12件※	20件	28件	引き続き、景品表示法を厳正に運用する。
	年度ごとの目標（値）	景品表示法を厳正に運用する。				
	消費者基本計画 施策番号81番  住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。	ホームページの活用・住宅性能表示制度パンフレットの配布	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
			21年度*	22年度	23年度	
			消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等の掲載に加え、消費者団体及び消費生活センター等に配布する制度ガイドを準備（24年度配布予定）。	消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等の掲載に加え、消費者団体及び消費生活センターにパンフレットを配布。	消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等の掲載に加え、消費者団体や消費生活センター等に配布する制度ガイドを準備（24年度配布予定）。	
	年度ごとの目標（値）	住宅性能表示制度の普及を推進する。				
消費者基本計画 施策番号82番  家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。	家庭用品品質表示法の規制等の適宜見直し	施策の進捗状況（実績）			目標（値）	
		21年度*	22年度	23年度		
		・繊維製品品質表示規程（繊維全般）の改正。 ・雑貨工業品品質表示規程（魔法瓶、革手袋、革衣料、なべ、湯沸かし）の改正。 ・電気機械器具品質表示規程（テレビジョン受信機）の改正。	—	・雑貨工業品品質表示規程（浄水器）の改正。		引き続き、家庭用品品質表示法の規制等の見直しを適宜行う。
年度ごとの目標（値）	家庭用品品質表示法の規制等の見直しを適宜行う。					

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (11) )

消費者基本計画 施策番号103番	景品表示法説明会 への講師派遣	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
		講師派遣件数			
		93回※	92回	99回	引き続き、景品表示法の説明会への講師派遣をするなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。
年度ごとの目標 (値)	景品表示法の説明会への講師派遣をするなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。				
消費者基本計画 施策番号131番	公正取引協議会の 活動への講師派遣	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第11条に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。		21年度*	22年度	23年度	
		講師派遣件数			
		19回※	29回	18回	引き続き、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう、関連団体等を支援する。
年度ごとの目標 (値)	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう、関連団体等を支援する。				

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）（ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。）

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (11) )

施策に関する 評価結果	<p>1 目標の達成状況の分析</p> <p>(1) 景品表示法の運用について、平成23年度は、前年度に比して行政処分（措置命令）件数は増加しており、厳正な景品表示法の運用が行われた。また、前年度に引き続き、景品表示法説明会に講師派遣を行い、景品表示法の普及・啓発を実施するとともに、公正取引協議会への活動への講師派遣も行き、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進する取組が実施された。</p> <p>(2) 住宅性能表示制度について、パンフレット等をHPに掲載するとともに、平成23年度は、消費者団体や消費生活センター等に配布する制度ガイドを準備するなど、同制度の普及・啓発に向けた取組が実施された。</p> <p>(3) 家庭用品品質表示法について、平成23年度は4件の指示を行うなど適切な運用がなされた。また、雑貨工業品品質表示規程の改正など、規程の見直しを行った。</p>
	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性                      景品表示法の運用について、消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当な表示に対して、景品表示法に基づいて厳正に対処することは必要不可欠である。                      また、景品表示法の普及・啓発を図り、事業者における法令遵守の取組を支援することは、同法違反行為の未然防止を図る観点から必要不可欠である。                      さらに、不当な表示や過大な景品類は、短期間のうちに、その内容がエスカレートし、際限なく広がっていくおそれを持っている。このような不当な表示等を効果的に規制するためには、規制当局の限られたリソースだけでは困難であるところ、業界自らが自主的かつ積極的に守るべきルールとして定めた公正競争規約が積極的に活用され、円滑な運用が行われるように関連団体等を支援することは景品表示法違反行為の未然防止等の観点からも必要不可欠である。</p> <p>(2) 効率性                      景品表示法の運用について、措置命令を行った案件の処理期間については、措置命令件数が前年度より増加している状況の下、平成23年度は平均180日間と前年度に比して長期化している。一方、事件調査を担当する職員一人当たりの措置命令件数は、平成22年度は約0.7件であったのに対し、平成23年度は約0.8件となっており、前年度より効率的な景品表示法違反事件処理が行われた。</p> <p>(3) 有効性                      住宅性能表示制度について、消費者への普及・啓発のためにガイドを用意したが、平成23年度中には配布されておらず、今後、普及・啓発の効果が上がるような配布が望まれる。                      また、家庭用品品質表示法について、前年度には行われなかった規程の改正が行われ、消費者にとってより実態に合った規程となった。</p>
	<p>3 総合的な評価</p> <p>(1) 景品表示法の厳正な運用が行われ、また、事業者の自主的な法律遵守の取組を促す施策を実施してきており、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する行為を排除し、消費者の利益を保護する取組が行われているといえる。</p> <p>(2) 住宅性能表示制度について、HPの掲載に加えて、消費者団体等へのガイド配布の準備等、普及・啓発のための取組が着実に行われてきている。</p> <p>(3) 家庭用品品質表示法については、指示を行うなど適切な運用が行われている一方、規程の見直しも行われ、家庭用品の品質表示の適正化に向けた取組がなされている。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針</p> <p>(1) 景品表示法の執行について、引き続き、厳正な運用を行っていく。処理期間が長期化しているところ、違反事件を処理するための体制整備等を含めた取組を行っていく。また、引き続き、景品表示法の普及・啓発、及び公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用の促進に係る取組を実施していく。</p> <p>(2) 住宅性能表示制度について、引き続き、一般消費者に対する普及・推進のための取組を行っていく。</p> <p>(3) 家庭用品品質表示法について、引き続き、法を適切に運用し、また、規程等を社会のニーズに応じて改正する取組を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	表示対策課	作成責任者名	総括担当 瀬戸口 文博	政策評価実施時期	平成24年 8月
-------	-------	--------	-------------	----------	----------

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (12) )

施策名	食品表示対策の推進					
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第715号。以下「JAS法」という。）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、健康増進法（平成14年法律第103号）等に基づく食品の表示基準を的確に企画及び運用するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方自治体と連携しつつ厳正に対処する。					
達成すべき目標	食品表示に関し、食品の安全に関する情報や消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資する情報の提供を推進するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処することにより、消費者利益の擁護と増進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度要求額
	予算の状況（千円）					
	当初予算 (a)	233,995	199,977	269,215	195,140	161,210
	補正予算 (b)	0	-5,000	-6,036	0	
	繰越し等 (c)	0	0	0	0	
合計 (a+b+c)	233,995	194,977	263,179	195,140		
執行額（千円）	25,088	117,835	209,589			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）	名称	年月日	関係部分（抜粋）			
	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日（平成23年7月8日一部改定）	施策番号69, 70, 71, 73, 74, 75, 76, 77, 79			
	食料・農業・農村基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	米穀等以外の飲料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務づけを着実に拡大する。			

消費者基本計画該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）					
	消費者基本計画 施策番号69番  食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系的な在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。	食品表示一元化検討会の運営状況	施策の進捗状況（実績）			目標（値）
			21年度*	22年度	23年度	
			-	・「食品表示に関する一元的な法体系的な在り方ワーキングチーム」の設置（22年4月）。 ・健康食品の表示に関する検討、栄養表示の義務化に向けた検討、加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じた。	・食品表示一元化検討会の開催（6回開催）。 ・「食品表示一元化に向けた中間論点整理」の取りまとめ、意見募集及び意見交換会の実施（24年3月）。	
	年度ごとの目標（値）	-	①統一的な解釈・運用の推進 ②現行制度の課題把握 ③効果的な執行体制の在り方 ④一元的な法体系的な在り方を議論する。	事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成24年度中に食品表示に関する一元化の法案の提出を目指し、取組を進める。		
消費者基本計画 施策番号70番 食料・農業・農村基本計画  加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。	加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大に係る検討	施策の進捗状況（実績）			目標（値）	
		21年度*	22年度	23年度		
		原料原産地表示に関する意見交換会を実施。	原料原産地表示の義務対象品目を追加（「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」）（23年3月）。	食品表示一元化検討会において、加工食品の原料原産地表示の考え方についても議論を行い、中間的な論点整理を公表（24年3月）。	引き続き検討する。	
年度ごとの目標（値）	情報の収集・分析を行う。	平成21年度の検討結果を踏まえ、原料原産地表示の対象品目の拡大を検討する。	食品表示一元化検討会の中で検討する。			

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (12) )

測定指標	消費者基本計画 施策番号71番  「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。	米穀事業者、一般消費者に対する周知状況の把握	実績値			目標(値)
			21年度*	22年度	23年度	
			—	・米トレス法に対応するための相談体制の確立。 ・7月の施行に伴う機構定員の要求。	・食品表示パンフレットに米トレス法制度を追加(23年12月)。 ・232カ所、約90,000部を配布。	
—	消費者への普及。	継続的に実施する。				
	消費者基本計画 施策番号73番  トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	栄養表示の義務化に向けた課題の検討状況	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
	—	・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議を開催(3回開催)。 ・「トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組について」を公表(3月)。	・トランス脂肪酸のファクトシートの作成・公表。(22年9月) ・「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」の取りまとめ及び公表。(23年2月) ・栄養成分表示検討会の開催。(3回開催)	・栄養成分表示検討会を開催(4回開催)し、報告書を取りまとめ、公表した。(23年8月) ・食品表示一元化検討会において、栄養表示の義務付けについて、中間論点整理を公表した。(24年3月)	施策番号69の食品表示に関する一元的な法案の中で検討する。	
—	トランス脂肪酸を含め栄養成分の表示の在り方を検討する。	栄養成分表示検討会報告書を取りまとめる。				
	消費者基本計画 施策番号74番  食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。	食品の期限表示についての周知等	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
—	—	・食品の期限表示に関する意見募集結果を公表。(22年8月) ・「食品の期限表示に関する意見交換会」を実施。(22年9月)	「加工食品の表示に関する共通Q&A」を改正し、運用改善を図った(23年4月)。	実施済み(Q&A等を改正し、食品の期限表示制度の改善方策のための措置を図るとともに、全国食育大会、講演等において期限表示の普及啓発を引き続き実施)。		
—	意見募集の結果を踏まえ、運用改善を実施する。	食品の期限表示についての周知等を行う。				
	消費者基本計画 施策番号75番  遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。	海外の制度を踏まえた表示の検討状況	施策の進捗状況(実績)			目標(値)
—	—	諸外国の制度や我が国の流通実態等の調査を実施。	・遺伝子組換えパパイヤを表示義務の対象品目に追加。(23年9月公布、12月施行) ・食品添加物フルジオキソニルの表示基準を策定。(23年9月)	遺伝子組換え食品における安全性審査や食品添加物の規格・基準に合わせ、必要な改正を行う。		
—	諸外国の制度や我が国の流通実態等を調査する。	遺伝子組換え食品や食品添加物の表示の拡大等の検討をする。				

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (12) )

		施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
<p>消費者基本計画 施策番号76番</p> <p>「健康食品の表示に関する検討会」において、①特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、②健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。</p>	<p>・ 特定保健用食品の広告を含む表示の検討状況</p> <p>・ 健康食品の虚偽・誇大表示への対処状況</p>	<p>・ エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議を開催。(21年10月)</p> <p>・ 「食品SOS対応プロジェクト-エコナを例にして-」の報告書の取りまとめ及び公表(21年10月)</p> <p>・ 「健康食品の表示に関する検討会」の開催(7回)</p>	<p>・ 「健康食品の表示に関する検討会」の開催(4回開催)、論点整理の取りまとめ(22年7月)及び消費者委員会への報告。(22年8月)</p>	<p>・ 特定保健用食品の表示に関するQ&amp;Aを公表。(23年6月)</p> <p>・ 「食品の機能性評価モデル事業」を実施。</p>	<p>引き続き、「『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」に基づき、特定保健用食品の審査基準の検討など、消費者庁における取組を進める。</p>
		<p>施策の進捗状況 (実績)</p> <p>21年度*      22年度      23年度</p> <p>監視実施回数/要請件数</p>			
	<p>厳正な執行の検討</p>	<p>1回 要請547件</p>	<p>3回 要請430件</p>	<p>4回 要請424件 (要請は3四半期分までの件数)</p>	
	<p>年度ごとの目標 (値)</p>	<p>—</p>	<p>・ 22年夏を目的に論点整理を消費者委員会に報告する。</p> <p>・ 消費者庁において早急に取り組むべき課題とされたものについて対応する。</p>	<p>特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告等への厳正な対処等の措置を講じる。</p>	
<p>消費者基本計画 施策番号77番</p> <p>健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。</p> <p>※平成23年7月の一部改定により、担当省庁に追加。</p>	<p>消費者への保健機能食品制度等の周知等の実施状況</p>	<p>21年度*</p> <p>—</p>	<p>22年度</p> <p>—</p>	<p>23年度</p> <p>健康増進法に基づくパンフレットを作成(24年3月)</p>	<p>前年度作成した健康増進法に基づく食品表示ガイドの配布及びこれを活用した情報の周知に取り組む。</p>
	<p>年度ごとの目標 (値)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>保健機能食品制度等のパンフレットを作成する。</p>	



平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (12) )

		施策の進捗状況（実績）			目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	
消費者基本計画 施策番号79番	厳正な執行の検討	第4回食品表示連絡会議を開催。 (21年9月)	・第5回食品表示連絡会議を開催。 (22年5月) ・JAS法に基づく指示・公表の運用改善。(22年12月) ・22年度上半期JAS法に基づく行政指導実績を公表。(22年12月) ・JAS法に基づく指示1件。(22年6月)	・第6回食品表示連絡会議を開催。 (23年6月) ・平成22年度下半期及び平成23年度上半期JAS法に基づく指導に関する実績の公表(24年1月)。	引き続き、効果的な執行を着実に実施する。
	疑義情報の処理	施策の進捗状況（実績）			
		21年度*	22年度	23年度	
		疑義情報の処理件数			
	88件	156件	98件		
	年度ごとの目標（値）	所管法令に基づく厳正な執行を行う。			
食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。	食品表示制度の弾力的運用	施策の進捗状況（実績）			状況に応じ、適切な対応を実施する。
		21年度*	22年度	23年度	
	—	・震災地域で販売する場合や、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包装・ラベル等の変更が一時的に追いつかない場合等に、JAS法・食品衛生法に基づく表示基準の弾力的運用。 ・容器入り飲料水（ミネラルウォーター）について、外国語表記のみやラベルがない商品などであっても、店頭掲示等で代用することで販売・流通を一時的に容認。	弾力的運用の段階的解除を実施（23年7月）。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

施策に関する 評価結果	<p>1 目標の達成状況の分析</p> <p>制度の運用改善のための表示基準やガイドラインの改定など消費者基本計画に基づき必要な措置を講じるとともに、生肉による集団食中毒事件を受けた表示基準の策定など、早急な対応を要するものへの対応を実施した。 また、平成24年度中の法案提出を目指し、食品表示一元化検討会を開催するなど、スケジュールを見据えた施策の実施に努めた。</p>
	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性 食品の表示は、消費者の商品選択の際の重要な判断材料であり、適正な表示がなされることが消費者利益の確保のために不可欠である。このため、消費者利益の擁護と増進を図るためには、JAS法、食品衛生法、健康増進法等に基づく表示基準等を的確に企画・運用し、さらにはこれらの法令の違反行為に対して厳正に対処を行う必要がある。</p> <p>(2) 効率性 調査事業の発注の際には、目標とする成果を担保するために企画提案書等を提出させ、また価格面においても競争性を確保できるよう総合入札方式を用いるなどの対応を行った。また、23年度において不用が見込まれるものなどの節減を行い、さらに24年度要求では0とした。 他方、特定保健用食品等の審査業務や遺伝子組換え食品等の分析法の開発を実施するにあたり、高度化・複雑化する科学技術に対応できる体制整備が必要となっている。</p> <p>(3) 有効性 消費者の選択のために有効な表示基準の改正や、適正な広告等を行うための手解きとなるQ&amp;Aの策定等を行った。 (参考：平成23年度実績) 表示基準の改正：8 ガイドライン及びQ&amp;Aの改正等：4 また、東日本大震災を受けた食品表示の弾力的な運用を継続するとともに、被災地における実態把握を行った上で、段階的な制限解除を行った。</p> <p>(4) 公平性 表示基準等の検討に当たっては、パブリックコメントや意見交換会等を活用し、消費者や事業者等からの幅広い意見聴取を行った。 また、多くの国民が検討状況が分かるようにするため、検討会の公開、会議資料及び議事録のHP掲載等、開かれたものにするよう努めた。</p> <p>(5) 優先性 食品表示一元化検討会を開催するなど、平成24年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指すための取組を進めた。 また、生肉による集団食中毒事件を受けた表示基準の策定など、早急な対応を要するものに対し必要な措置を講じた。</p> <p>(6) 関係課空間の連携 食品表示連絡会議を開催し、執行業務等における連絡調整を行うなど、効果的・効率的な執行を図るとともに、震災における対応状況の確認を行った。 さらに、食品表示の一元的な法体系を検討する中で、農林水産省など関係省庁に対し検討状況を報告するなど、情報共有に努めた。</p>
	<p>3 総合的な評価</p> <p>食品の安全に関する情報や消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資する情報の提供を推進することは、消費者利益の擁護と増進を図る上で重要である。 本施策の食品表示の一元的な法体系の在り方の検討については、検討会を実施し、パブリックコメント及び意見交換会を行うなど、着実に施策を進めている。また、これと合わせて原料原産表示の拡大や栄養表示の義務化の検討を行うことができた。 また、東日本大震災や生肉による集団食中毒事件など、早急な対応を要する案件についても、必要な措置を講じており、一定の評価ができると考えられる。 一方、産地偽装など食品表示への信頼を揺るがす事案が発生していたことは否めない。こうした情報の中で、引き続き消費者の立場に立った表示制度の充実を検討するとともに、食品事業者等に対する監視指導・啓発を充実・強化していくことが重要となる。 さらに、特定保健用食品の許可に係る審査の円滑化や表示の規制に用いる分析法の開発等については、科学技術の高度化・複雑化に対応できる体制整備が必要となっている。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針</p> <p>食品表示の一元的な法体系のあり方については、引き続き検討を進めるとともに、平成24年度中の法案提出に向け、スケジュールを見据えた取組が必要である。 また、特定保健用食品の許可に係る審査の円滑化や表示の規制に用いる分析法の開発等に関する課題については、必要な機構・定員を要求するなどの対応を図りたい。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○有識者（参与）の意見を聴取 (意見) 健康食品については様々な問題があるが、どのように対応していくのか。 ⇒ (対応方針) 健康増進法などの強化を図っていきたい。</p>
---------------------------	---

担当部局名	食品表示課	作成責任者名	総括係 叶 拓斗	政策評価実施時期	平成24年 8月
-------	-------	--------	----------	----------	----------



平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (参考) )

		施策の進捗状況 (実績)			目標
		21年度*	22年度	23年度	
<p>消費者基本計画 施策番号21番</p> <p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>	<p>「食品と放射能」の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施</p>	—	<p>食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報を消費者庁のホームページで発信。</p>	<p>食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報を消費者庁のホームページで発信。 ・「食品と放射能Q&amp;A」を作成して配布 (317箇所、47,799部)。</p>	<p>引き続き、「食品と放射能Q&amp;A」の配布等、食品と放射能の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施する。</p>
	<p>年度ごとの目標</p>	—	—	<p>「食品と放射能Q&amp;A」の配布等、食品と放射能の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施する。</p>	
	<p>「食品と放射能」の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施</p>	<p>施策の進捗状況 (実績)</p>			<p>目標 (値)</p>
		<p>21年度*</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	
<p>リスクコミュニケーション等の開催回数</p>					<p>引き続き、食品と放射性物質に関し、消費者の目線に立ち、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しつつ、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努める。</p>
—	—	45回			
<p>年度ごとの目標 (値)</p>	—	—	<p>・消費者庁が主催するシンポジウム形式、 ・地方自治体、消費者団体等と消費者庁の共催、 ・地方自治体・消費者団体等が開催する講演会等への講師紹介・派遣等の各リスクコミュニケーション等に取り組む。</p>		
<p>消費者基本計画 施策番号79番</p> <p>食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります</p>	<p>食品表示制度の弾力的運用</p>	<p>施策の進捗状況 (実績)</p>			<p>状況に応じ、適切な対応を実施する。</p>
		<p>21年度*</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	
—	—	<p>・震災地域で販売する場合や、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包装・ラベル等の変更が一時的に追いつかない場合等に、JAS法・食品衛生法に基づく表示基準の弾力的運用。 ・容器入り飲料水 (ミネラルウォーター類) について、外国語表記のみやラベルがない商品などであっても、店頭掲示等で代用することで販売・流通を一時的に容認。</p>	<p>弾力的運用の段階的解除を実施 (23年7月)</p>		

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (参考))

測定指標		施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
		<p>消費者基本計画 施策番号109番</p> <p>消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。</p>	<p>「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況</p>	—	
<p>年度ごとの目標 (値)</p>	—	—	<p>地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に関分野の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、税理士等）を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。</p>		
<p>消費者基本計画 施策番号121番</p> <p>「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費者相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効率的な活用策についても具体的な検討を行います。</p>	<p>「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況</p>	—	—	<p>・被災地における相談窓口に、24年3月末までに岩手県、宮城県、福島県、茨城県の15自治体（45カ所の相談窓口）と法テラス出張所4箇所にて専門家のべ2,356名を派遣。 ・23年11月より、（独）国民生活センターと共同で自治体に放射性物質検査機器を貸与。 ・地方消費者行政活性化基金について、震災・原発事故を受けた緊急対応のため、被災4県について、平成24年度予算において3.64億円上積み。</p>	<p>ニーズの的確な把握に努め、そのニーズにあった運用を行う。</p>
<p>年度ごとの目標 (値)</p>	<p>23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に関分野の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、税理士等）を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。</li> <li>・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、（独）国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与を実施する。</li> <li>・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応（復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等）により、被災4県では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、平成24年度予算において増額要求する。</li> </ul>				

平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (参考) )  
目標 (値)

		施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
		<p>消費者基本計画 施策番号126番</p> <p>政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。</p>	<p>「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況</p>	—	
<p>年度ごとの目標 (値)</p>	—	—	<p>消費者行政ブロック会議等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。</p>		
		施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	
		<p>消費者基本計画 施策番号129番</p> <p>消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。</p>	<p>「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況</p>	—	
<p>年度ごとの目標 (値)</p>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者グループフォーラム等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。</li> <li>・意見交換・情報共有の場として、「食べて応援しよう！」消費者フォーラムを開催する。</li> </ul>		

\*消費者庁は平成21年9月に設置 (平成21年度は7ヶ月間)

# 平成23年度政策評価書

(消費者庁23- (参考) )

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析  地元のニーズを踏まえつつ被災地における各相談窓口に各分野の専門家を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行うほか、「震災に関する悪質商法110番」を開設し、震災に関する消費生活相談の情報を集約・分析した上で、これらの情報を毎週(合計16回)提供するとともに、震災に便乗した詐欺・悪質商法についての注意喚起を合計4回実施した。  各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、「運営要領の弾力化」を行い①震災対応の緊急事業への活用可能とするとともに、被災4県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)については、②いわゆる「2分の1基準」の緩和、③取り崩し期限の延長(最大平成25年度末まで)といった柔軟な運用が可能とした。さらに、震災・原発事故を受けた緊急対応(食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等)により、被災4県では基金に不足が見込まれるため、平成24年度予算において3.64億円の上積みを行ったほか、食の安全・安心のための取組と地域の全体の消費者問題への対応力向上のため、同じく平成24年度予算において5億円の上積みを行った。  原発事故を受け、消費者の安全・安心をよりいっそう確保するため、平成23年11月より国民生活センターと共同で自治体に検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制を整備する等、被害を受けた自治体のバックアップに取り組んだ。また、食品と放射能の問題について、計45回のリスクコミュニケーション等を実施し、目標を達成した。				
	2 各観点からの検討  (1) 必要性 被災初期段階においては、まずは被災者の生活再建や震災に係る悪質商法に係る相談対応が必要である。また、原発事故の影響による食品と放射能の問題について消費者の不安を取り除くためには、正確で分かりやすい情報提供やリスクコミュニケーション、自治体への放射性物質検査機器の貸与を通じた放射性物質検査体制の整備支援事業等を実施する必要性は高い。  (2) 有効性 被災地における相談窓口、専門家をのべ2,356名を派遣したり、震災に係る悪質商法に係る相談が919件寄せられるなど施策の効果は十分であったと考えられる。 また、「食品と放射能」の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施することについて、地方自治体、消費者団体等と連携して45回の開催を行うことができ、食品と放射性物質について多くの消費者に対し周知できたと考えている。その他の事業についても当初の目標値を達成しており、一定の有効性があったと考えらる。  (3) 優先性 各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、「運営要領の弾力化」を行い①震災対応の緊急事業への活用可能とするとともに、被災4県については、②いわゆる「2分の1基準」の緩和、③取り崩し期限の延長(最大平成25年度末まで)といった柔軟な運用が可能とした。さらに、震災・原発事故を受けた緊急対応(食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等)により、被災4県では基金に不足が見込まれるため、平成24年度予算において3.64億円の上積みを行ったほか、食の安全・安心のための取組と地域の全体の消費者問題への対応力向上のため、同じく平成24年度予算において5億円の上積みを行った。				
	3 総合的な評価  被災初期段階においては、被災者の生活再建や震災に係る悪質商法に係る相談対応に重点的に対応するとともに、原発事故の影響により食品と放射能の問題が大きな課題となるに伴い、自治体等と連携したリスクコミュニケーションの推進に取り組むとともに自治体での消費サイドでの放射性物質検査の支援を行うべく検査機器の貸与に取り組むなど、事態の推移に的確に対応した施策の実施を行った。				
	4 課題と今後の取組方針  放射性物質検査機器の貸与については、297自治体に計393台の検査機器を配備する予定であり(平成24年6月末現在で163自治体に250台を配備済み)、今後、消費者庁としては、自治体職員への放射性物質検査機器の利用に関する研修を実施していく。 また、リスクコミュニケーションについては、地方自治体及び消費者団体等と連携し、子育て世代の参加しやすい形式での意見交換会の開催や食育関係者(給食関係者)への理解の浸透を図ってゆく。				
学識経験を有する者の知見の活用					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					
担当部局名	総務課	作成責任者名	広報室長 丸山 達也	政策評価実施時期	平成24年 8月

## 平成23年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	平成23年度施策名	担当課	消費者基本計画における施策番号 (平成22年3月30日閣議決定・平成23年7月8日一部改定)	
				消費者庁重要施策	その他消費者庁施策
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の調整	消費者政策課	7	9, 21, 23, 43, 46, 53, 60, 61, 137, (153), 153-2, 171
		(2) 基本的な消費者政策の企画・立案・推進	消費者政策課		総論第3, 108, (109), 136, 168, 169, 170
		(3) 消費者事故等の情報の集約・分析・対応	消費者政策課		5, 6, 44-2
		(4) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	35, 110	42, 109, 127, 128, 130
		(5) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課		165, 166
		(6) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費生活情報課	87, 96	5, 9, 88, 89, 90, 91, 94, 97, 105, (109), 129, 135
		(7) 物価対策の推進	消費生活情報課		67
		(8) 地方消費者行政の推進	地方協力課	1, 121, 122	109, 111, 123, 124, 126, (128), 129, 136
		(9) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	2, 4, 7, (13), 13-2, 13-2-2	3, (6), (9), 12, (15), 20, 21, 38, (124)
		(10) 消費者取引対策の推進	取引対策課		41, 41-2, (42), 44, 44-2, 53, (124), 154
		(11) 消費者表示対策の推進	表示対策課		(42), 80, 81, 82, 103, (124), 131
		(12) 食品表示対策の推進	食品表示課	69, 70, 71, 73, 74, 75, 76, 77, 79	(34), (124)
		(参考) 消費者政策の推進に関する東日本大震災への対応	各課 (*)	79, 121	5, 6, 21, 109, 126, 129

(注) 「消費者基本計画における施策番号」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。



## “集中育成・強化期間”後の地方消費者行政の充実・強化に向けた 取組の検討状況について

平成 23 年 10 月 13 日

消費者庁

### 1. 現状分析及びこれまでの各種支援措置の効果の分析

#### (これまでの取組の分析)

- 地方消費者行政の現状分析を行うとともに、「地方消費者行政活性化基金」(以下「活性化基金」)、「住民生活に光をそそぐ交付金」(以下「光交付金」)等の取組の効果等についての分析を行う(平成 23 年夏～秋)。

### 2. 消費者行政の充実に向けた体制整備の促進の取組

#### (「指針」の作成)

- 人口規模別の市町村の消費生活相談等の対応、広域連携の取組、庁内の各部署との連携の取組、地域の多様な主体の「参加」と「連携」の取組、消費生活相談員の処遇改善の取組等について、詳細な事例集とこれを基にした「地方への提言」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針(仮称)」を作成(平成 23 年冬～24 年春)。

#### (PIO-NET 刷新)

- PIO-NET について、相談員の入力負担の軽減、情報分析機能の向上など抜本的な刷新に取り組む(平成 23 年夏～)。
- 検討に当たっては、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員など関係者を交えて実務的な意見交換を行う(平成 23 年秋～24 年春)。

### 3. 消費生活相談員の処遇改善の促進の取組

#### (相談員資格の法制化)

- 消費生活相談員の役割・任務、求められる知識・能力を法令で明確化するとともに、これを担保するための資格・試験を法的に位置付ける。これにより、自治体において専門職として適切に評価

されるよう促す。

- 検討に当たっては、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員などを交えて実務的な意見交換を行い、相談員に求められる知識・能力、その評価の在り方を検討する（平成 23 年秋～）。
- 検討結果を踏まえ、平成 25 年の通常国会に消費者安全法の一部改正案を提出（平成 25 年春）。

#### **4. 都道府県の法執行強化に向けた取組**

##### **（地方における法執行体制の強化）**

- 特定商取引法及び景品等表示法の執行ノウハウを有する人材の育成のため、都道府県の法執行担当者を対象とした執行初任者研修（平成 23 年 6 月）、法執行専門研修を実施（平成 23 年 9 月）。
- 景品表示法分野における執行関連情報の共有を図るネットワークを構築する（平成 24 年～運用開始）。特定商取引法については、特商法・割販法執行 N E T を通じた執行や解釈事例の情報共有を実施する。
- 特定商取引法の処分実績の少ない県に対し、経済産業局が立入検査に立ち会うなどにより、都道府県担当者に法執行ノウハウを伝授。
- 特定商取引法違反により、一つの都道府県で処分された後、別の都道府県で営業を行い、同様の違法行為を繰り返す事業者に対しては、国（消費者庁及び各経済産業局等）が責任をもって法に基づき厳正な対応を図る。
- 都道府県における景品表示法の執行権限の強化を検討するにあたり、都道府県における課題について聴取する（平成 23 年秋～）。
- 公正取引委員会において景品表示法業務拡大の方針が示され、情報提供受付の積極化、事業者からの相談への対応等が実施されているところ、引き続き、連携・協力を進めていく。

#### **5. 消費者行政充実のための財源確保の取組**

##### **（自治体の裁量で消費者行政も含め自由に活用できる財源確保）**

- 持続的な消費者行政の充実に向けて、「活性化基金」終了後の財源

確保が課題。

- この点については、地域のことは住民主体で地域が決める「地域主権改革」の趣旨を踏まえ、自治体が消費者行政も含め自らの裁量で活用可能な財源の確保を図ることが重要。
- 今後、導入が検討される経常的経費に係る「一括交付金」の消費者行政への活用や「地方交付税措置」の充実を図っていくことが必要。

### **（「地域主権改革」の実現に向けた過渡期の対応）**

- 同時に、これまで光が十分に当てられなかった分野の取組強化を促進しつつ、1つの分野に限定することなく、自治体の裁量により複数の分野への活用を選択できる「光交付金」の趣旨は、改革の実現に向けた過渡期の対応として大きな意義がある。
- このため、「光交付金」の後継となるような支援制度の創設を政府部内で働きかけることを検討。
- また、原発事故による食品と放射能の問題をきっかけに、食の安全・安心の確保に対する消費者の関心が高まっている。現状では、「一括交付金」にソフト事業は含まれていないことから、地域における食の安全・安心に関する取組や、多様な主体による消費者問題への取組を支援するため新たに「食の安全・安心のための地域消費者活動支援交付金」を創設する。

### **（被災4県に対する「地方消費者行政活性化基金」の増額）**

- 各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応（復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等）により、被災4県（福島・宮城・岩手・茨城）では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、増額措置を行う。

以上